

第六十四回国会 農林水産委員会 議 録 第三号

昭和四十五年十二月八日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君 理事 小沢 辰男君

理事 飯谷 忠男君 理事 丹羽 兵助君

理事 三ツ林弥太郎君 理事 芳賀 貢君

理事 齋藤 実君 理事 小川 忠君

理事 龜岡 高夫君 理事 熊谷 義雄君

理事 小山 長規君 理事 佐々木秀世君

理事 坂村 吉正君 理事 澁谷 直藏君

理事 瀬戸山三男君 理事 田澤 吉郎君

理事 高見 三郎君 理事 中尾 栄一君

理事 中垣 國男君 理事 別川悠紀夫君

理事 松野 幸泰君 理事 森下 元晴君

理事 山崎平八郎君 理事 渡辺 肇君

理事 阿部 昭吾君 理事 角屋堅次郎君

理事 田中 恒利君 理事 千葉 七郎君

理事 長谷部七郎君 理事 瀨野榮次郎君

理事 鶴岡 洋君 理事 二見 伸明君

理事 合沢 栄君 理事 小宮 武喜君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農 林 大 臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

内閣法制局第二 林 信一君

部長 農林大臣官房技 加賀山國雄君

術審議官 農林省農政局長 中野 和仁君

農林省農地局長 岩本 道夫君

林野庁長官 松本 守雄君

委員外の出席者

厚生省環境衛生 局乳肉衛生課長 神林 三男君

厚生省環境衛生 局食品化学課長 小島 康平君

農林水産技術会 議事務局研究参 川井 一之君

事官 食糧庁次長 内村 良英君

通商産業省通商 局農水産課長 豊田 肇君

農林水産委員会 調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

十二月八日

辞任

赤城 宗徳君

福永 一臣君

中澤 茂一君

小宮 武喜君

同日

辞任

別川悠紀夫君

山崎平八郎君

阿部 昭吾君

渡辺 武三君

補欠選任

別川悠紀夫君

山崎平八郎君

阿部 昭吾君

渡辺 武三君

補欠選任

赤城 宗徳君

福永 一臣君

中澤 茂一君

小宮 武喜君

十二月七日

食糧管理制度の堅持に関する請願(鈴木善幸君 紹介)(第二六三号)

さけ・ますはえなわ漁業の流し網漁業への転換 促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二六四 号)

国有林地の除草剤散布に伴う被害防止に関する 請願(鈴木善幸君紹介)(第二六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二〇号)

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案(内 閣提出第二一号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

農業取締法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。千葉七郎君。

○千葉(七)委員 農業取締法の一部を改正する法

律案に對しまして、所感を申し上げ、当局の御所

見を伺いたいと存じます。

昨日の審議によりまして、改正案の問題点はそ

れぞれ取り上げられまして論議をされたわけでござ

います。が、当局の答弁その他関連をする事項に

つきまして、納得のいかない点もござい、ますの

で、昨日の論議と多少重複する点もあるかと存じ

ますが、四、五点にしばりまして御質問をいたし

たいと思つております。

今回の改正案は、現行の取締法から見ますと、

たとえは目的の項目を設ける等、非常に前進をし

た改正案であることは、私も認めるにやぶさかでは

ないのではありません。しかし、この改正案に對す

る政府の姿勢と申しますか、積極的な態度にやや

欠けているのではないかと、かように私は感ずるの

であります。

たとえば、旧法にない目的を第一条にうたった

のでありますけれども、その条文を見ますと、第

一条「この法律は、農業について登録の制度を設

け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、

農業の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の

確保を図り、もつて農産物の安定と国民の健康

の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全

に寄与することを目的とする。」このようにうた

ておるのであります。私はこの条文を見まして、

われわれ農業関係者がよるべき農業に對する態度

は、このような消極的な態度ではないけなければならないか、このように思つております。もちろん

国民の健康の保護、さらには国民の生活環境の保

全に寄与することは大切であります。しかし何と

申しまして、いまの日本の農業の置かれてゐる

状態と申しますか、あるいは日本の食糧の問題等

を踏まえて考えますときに、私から申し上げるま

でもなく、米は確かに七百何十万トン余つてゐ

るでありまして、しかし小麦の輸入は年々四百

万トンを超え、さらには小麦外の雑穀、飼料等の

輸入も一千万トンを超えておるといふような実態

であります。したがって日本の食糧の国内の自給

状態といふものは、全体の国内の需要量から見ま

すと六〇〇程度しか自給できないといふ実態に置

かれておるわけでありまして、

昨日の質問に對する大臣の答弁によりまして、

農業はすべての産業の基礎であるからして、国内

農業の振興政策はこれを確立していかなければなら

ぬといふことであつたのであります。しかし今

度のこの改正案の第一条の目的を見ますと、そ

ういふ積極的な姿勢があらわれていないのであり

ます。もつて農業生産の安定をはかる、安定とは

何を意味するかと申しますと、安らかに定まると

いふのであります。この安定といふことはこの中

には積極的な振興政策、振興の方針、そういう方

針があらわされているとは決して考えられないわ

けであります。

私は、ただいま申し上げましたような、あらゆる

産業の基礎であり、かつ国民生存の根本の基盤

である食糧の生産、あらゆる農業関係の法律、あ

るいは農業関係の政策、それらはいまの日本の食糧の状態、これを踏まえて、そして国内における食糧の自給率を高めようというところにこの基礎を置かなければならぬと思うのでありますが、今度の農業取締法の改正案には、そういう積極性が見られないのであります。その点に対しては、大臣はいかなる御所見をお持ちであるか、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 この法律の目的の中に、農業の安定という文句がございますが、きのうもお答え申し上げましたように、私も、安定がなければ成長が行なれないのでありますから、そういう意味では、安定して成長してまいるようにつとめる、そのためにはやはり農作物の病虫害等を除去することが必要でありますし、また農業による危害を除去することが必要である、こういうことで、目的の中にそういうことばを入れておるわけでありまして、私も、御存じのように、農業生産は農業等が適切に利用されることによって生産性を向上してまいっておるわけでありまして、そういう意味で、やはり農業の安定的発展のために、農業の害のあるものはこれを取り締まる、こういうことが必要な条件である、こういうことで、このたび本案を提出いたしておるような次第であります。

○千葉(七)委員 御答弁によりまして、安定がなければ発展がないんだということですが、私はそういう観点に立つとするならば、この条文に、農業生産の安定的発展と国民の健康の保護とか、こういう字句を当然挿入すべきではなかったかと思うのであります。御答弁によりまして、安定とは決していわゆる現状に安んずるという、そういう考えではないんだという答弁でありまして、今の農林当局の態度は、食糧の増産に対する積極性というものが非常に欠けているような感じがするものであります。米の在庫が七百万トン以上になつておる、そういう状態に対して、いろいろ学問などからの意見もある。いつかの新聞には、国内

内の農業は一切やめてしまつて、そしてブラジルかどこかへ土地を借りて、日本国内の食糧の生産をやつたほうがいいのではないかとつたような大学教授の意見などが載つたこともあります。また農林省当局内でも最高の責任の地位にある人が国内の米の生産を抑制するために休耕、転作、そういう方向はもちろんのこと、生産者米価の引き下げをやつて、米の生産の抑制をはかるべきだといったような議論をする方もあるようでありまして、私はそういう態度、そういう議論等によつて農林省当局の食糧増産に対する態度が、従来から見ると非常に消極的になつておるという感じを受けるのでありますけれども、そういうことではないかと思ひます。

昨日の朝日新聞に載つた記事なんでありましてけれども、兵器の国産化——これは食糧、農業関係とは直接関係がないのですけれども、兵器を国産化するといふと、外国から兵器を買うよりも国費を非常にたくさん使うようになっておるようでありまして、第四次防計画の詳細な記事が載つておりますが、それを見ますと、飛行機などは一機二十七億円かかるのであります、これを外国から買うと十六億円くらいで買える、それからまたスパロウといふミサイルを一発三千万円でつくるのだそうですが、米國から買いますと三分の一くらいで買える、あるいはサイドワインダーですか、これなども国産では一発四百万円するのだそうですが、半分の一以下で買える、こういうことと兵器の国産化には外国から安く買えるものを買わないで、そして国内で生産する、つまり国民の税金をむだ使ひするといふような方向、そういう方針がいま計画されておるわけでありまして、四十五年には兵器の調達費が二千七十八億圓、四十七年にはおそく五千億をこすだろう、しかもこういう兵器を外国から買うと一、三百億圓もそこで冗費の節約ができるのであります、こういう方面にはほとんど金を使つておる、そういうことに対しては何ら政府の部内では批判の声があがらない。しかるに米が百万トンやそこら多

く出るといふことには目の色を変えてそして二千億圓やそこらの赤字を問題にして、国民の生活に最も大切な農業を縮小しようといふような議論が、政府部内においても、しかも農林省の最高の地位にある人たちがそういう議論をしていふことは、全く日本の食糧政策の上にとつて大きな間違いではないか、そういう感じがするのであります。そういう点につきましてはこの際農林省当局としては十分反省をして、そして日本の国内の食糧は国内でできるだけ自給するといふ方針を進めていただきたい、かようにこの際要望いたしておく次第であります。

そこで、改正案の内容につきましてお伺いをいたしますが、今度の改正案によりまして、農業の登録制度を拡大をして、そして毒性及び残留性に關する試験の成績書を添付させる、それを政府に提出してはそれぞれ検査をして、そして適正と認められるものに対して登録をする、こういう規定になつておるわけでありまして、農業の登録申請にあつて添付をする試験の成績書、これは昨日の質問に対する政府の答弁によりまして、この農業製造業者の試験のほかに公的な機関の試験成績書を添付する、こういうことになつておるわけでありまして、そこで、公的機関の試験の申し出と申しますか、それは防虫防疫関係は日本植物防疫協会がこの申し出を受け付ける、こういうことになつておるわけでありまして、それから植物の生育促進あるいは抑制、こういう関係については日本植物調節剤研究協会、この団体が受け付けをする、こういう次第でありますけれども、この日本植物防疫協会または日本植物調節剤研究協会、この二つの団体はどちらの法的な根拠に基づいてその取り扱いをするのか、こういう点の論議では必ずしも明確になつていないのであります。いかなる法的な根拠によつてこの取り扱いをするのか、こういう点を明確にしたいと思ひますのであります。

○中野政府委員 ただいまの問題、昨日もいろいろ御質問があつたわけでございますが、法律的には申し上げますと、農業の登録を申請するためには

農業の薬効と薬害、今度の改正によりまして毒性と残留性についての試験成績書を添付して申請をしうといふことになつておるわけでございます。その運用といたしまして、この法文からいいますと業者の試験成績書だけでよろしいわけでございますが、それではいろいろ問題が出るというやうなこともあり、また確実であるかどうかといふこともわかりませんので、事前の行政指導といたしまして、業者が自分でやつた試験のほかにそういう公的機関の試験も経ました上で、それを業者の提出します試験成績書として農林省に出させる、それを農林省の農業検査所におきまして検査をする、こういうたてまえをとつておりますので、法律的には根拠がございません。これは事前の行政指導としてやつておることでございます。

○千葉(七)委員 何ら法的な根拠のない団体を通じてなければ検査が行なれないといふことは、その点は納得いかないのであります。業者の試験の成績のほかに、公的機関の試験成績書をつけよ、こういう答弁でありまして、その公的機関の試験をするために日本植物防疫協会なり日本植物調節剤研究協会なりの手を経て試験の成績書を試験をするといふ行政指導ですが、なぜそういう行政指導をしなければならぬかという根拠、その点ももう少し明確にしたいと思ひます。

○中野政府委員 そういう行政指導をいたしませんと、農林省に持つてまいります成績書は、業者がかつてに持つてはおかしいのですが、業者が自分で試験をやりましたその結果だけを農林省に持つてくるということになるわけでございます。それを受けまして農林省は、もう一ぺんそれがほんとうであるかどうかを全部やり直さなければならぬといふことになるわけでございますが、実際問題としまして年に千件ぐらい、これは更新の登録もございまして全部新しいものではございませんが、相当な数になるといふことで、あらかじめ農林省に持つてきます前に、業者の責任におきまして出す成績書の中に、自分でやつたもののはかに、そういう公的機関に試験をしてもらつた

成績をつけさせるということにいたしておるわけ
でございます。その中へ協会が入っておりますの
は、きのうも申し上げましたようにこの協会の中
に試験委員を置きまして、どういふ申請書の中身
のものはどういふ試験場に頼んだらいいかという
ことを学者が集まりました中で判断をいたしまし
てやらせるわけでございますが、特に業のことで
ございまして、日本の気候条件からしまして北
のほう南のほうというふうに地域的に試験場をき
めるといふ必要もありましようし、そういうもの
を適正に配分させるということが必要ではないか
ということ、先日もし申し上げましたように公益
法人によりましてそういうことをやらしておるこ
うことになるのでございます。

○千葉(七)委員 この植物防疫協会あるいは調
剤研究協会は、これ自体では農業の試験はやら
ないわけでしょう、どうですか。

○中野政府委員 この両方の協会、一部自分身
でも試験研究はやっております。

○千葉(七)委員 何と申しますか、試験のあつ
せん機関として必要だ、取り次ぎ機関として必要
だというような答弁に解釈されるわけですが、私
としては、これはきのうから各質問者によつても
議論されたところでありますけれども、どうもこ
ういふ自分自身で試験をするというふうな機関で
ないのがその中間に入つて、その仲介を経なければ
試験ができないというシステムは、何か割り切れ
ないような感じがするのであります。それはそれ
として、これ以上議論をしたところで議論が
進展しないのでしからうからこれで打ち切りにし
ます。

次に、これもきのういろいろ議論をされたので
ありますけれども、残留農業の研究の問題であ
ります。これはきのうの答弁によりまして、総額
七億五千万の資金でこれを建設をする。そして国
からの出資がことしと来年で二億五千万。残額の
五億円は、これはメーカー、農業団体の寄付に
よつて建設をされる。こういう資金の内容になつ
ておるわけですが、この残留農業研究所の

構成は、理事が二十一人で、その理事の構成は、
学識経験者が三名、それから専門家が九名、関係
団体から六名、メーカーから三名、合計二十一名
の理事で運営をされる、こういう説明でありまし
た。こういう公的な機関の資金を、これは昨日も
いろいろ議論をされたんであります。メーカー
から寄付をもらつて設置をするというところは、公
的な機関として私はいかがなものか、非常に疑問
に感ずるわけでありまして、この五億円のメイ
カー、農業団体の寄付、この金額の区分けはど
うなつておるんですか。メーカーが何億、農業団体
が何億、どうなつておりますか。その点をお伺
いたしたいと思ひます。

○中野政府委員 この寄付の問題は、ことしから
来年にかけて研究所をつくりまして施設費でござ
いまして、したがってまだ最終的には決定して
おりません。メーカーが大体七割ぐらいになる
んではないかと、いふふうに考えております。

○千葉(七)委員 といふことになりまして、残
額五億円で、三億五千万円、それから農業団体が一億五千万
円でありまして、それがメーカーから出る資
金といふのは一番最高の額になるわけですね。国
のほうからは二億五千万円、メーカーから三億五
千万円、農業団体から一億五千万円、合計七億五千万
というふうになるんであります。昨日の答弁に
よりまして、理事二十一名のうちメーカーからの
理事はわずか三名であるからして、したがつてこ
の農業の試験研究等についてメーカー側と密着す
るというところは絶対ないんだ、こういう答弁で
ありますけれども、資金の構成から見ると、ど
うしても――まあ株式会社でいうならこれは一番
の大株主であります。したがつてこういう資金の
構成から見ると、どうしてもメーカー等の関連と
いふものを完全に断ち切つてそして公正な立場に
おいてこの試験研究が行なわれるということに大
きな疑問を抱かざるを得ないわけでありまして、
そういう点については、それを抑制するといふ
ような機関を何か研究所内において設けておく必

要があるんじゃないかと思ひますが、そういう点
についての考慮がなされておるか、その点をひと
つ御答弁願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 昨日もこの研究所の理事の構成
を申し上げたわけでありまして、ことができまし
た際に、メーカーのほうから持ち込まれてきまし
たものを試験する場合、技術者は、これは別に
メーカーのひもつきでございまして、研究所自体
が雇うわけではございまして、もちろん技術者が
メーカーの意を受けて適当な試験をするというよ
うなことは、これは考えられないことではござい
ます。と同時に、この中にもいまの理事も大体学識
経験者なりそれから公務員関係、関係団体が大部
分でございますと同時に、もう少し試験委員等も
学者を集めてやるということでございますので、こ
の理由は先日もし申し上げましたように、新しい業
を開発していけば、やはりメーカーの利益になる
わけでありまして、相当な受益者負担があつて
しかるべきだといふ考えからこうやつておるわ
けであります。持ち込まれました試験につきま
しては、繰り返すようでございますが、そういう
技術者がやるわけではございまして、メーカーの
ひもつきの人がやるわけではございませんので、そ
ういふ心配はないといふふうにわれわれは考へて
おるわけではございます。

○千葉(七)委員 寄付をもらつて設置をして
もメーカーの利益をはかるといふようなことは絶対
にない、こういう御答弁でありますから、それは
それで信用することにします。しかし私は、こ
ういふ公的な機関の設置の費用を受益者負担とい
うような考へ方というものに、メーカーに負担を
させるという考へ方は誤つてゐるんじゃないか。
そしてその機関はやはり国が資金を出して、
そしてその機関を利用する際には利用料というよ
うな形で出してもらつて、徴収をする、そういう形
態をとるのが本来の形ではないかと思ふのです。
が、その点についてはどういふ御所見を持つてお
られるか、お伺ひをします。

○中野政府委員 いまのお話、そういう考へ方も
私もあると思ひます。思ひますけれども、今回設立
いたしましたものにつきましては、これは別に株
式会社の株式をメーカーが持つということでは
ございせん。施設をつくるための寄付金でござい
ます。したがつてその寄付を得たからその寄付
が全体の七割、八割あるんだから、その人の御意向
を伺つてということにはならないということでは
ございまして、いまお話しのように全部国でやつ
てもそれはいけないといふことはもちろんないと思
ひますけれども、やはり研究所の性格といたしま
して国の金、それから関係団体の金といふもので
つくつておきまして、先ほどから繰り返して申
し上げておきますけれども、運営自体は公正が期
せられるといふふうに考へておるわけではござい
ます。

○千葉(七)委員 私はどうもその答弁は納得い
きません。こういう公的な機関はやはりその建設の
費用は国が全額、あるいはそれはもちろん
関係の団体から寄付をもらつたといふことは、これ
はいいかもしれませんけれども、いづれにいた
しましてもその金額はわずか三億五千万円程度、こ
れくらい金のメーカーから出してもらわなけれ
ばこういう大切な機関の設置ができないというこ
とはおそらくないと思ふのです。ただいまの答
弁によりまして、私が申し上げたように国が全額を
負担をして建設をし、そしてそれを利用する業者
なり団体なりからはその利用料を徴収するといふ
方法も考へられるという答弁でもありますから、
したがつてそういう方向でいくのが正當な正しい
方向ではないかと思ふのであります。その点
はひとつまだ寄付をもらつたのではないのだそ
うです。十分農林省当局におきましては再検討
をしていただきたいと思ふのであります。

それから、この問題はその程度にいたしまし
て、登録にあたりまして、登録の申請のあつた農
業に対して農林大臣がこれを検査をする、これは
農業検査所で検査をするのださうであります。が、
その検査の要綱に合致をしない、つまり不合格の

農業に對しましては登録を保留するということになつておるようであります。その保留の要件の前提の基準というものはどういふことになつておるか、その基準をお知らせを願いたいと思ふのであります。

○中野政府委員 お尋ねの基準につきましては、改正案の第三條第二項で、農林大臣がその基準を定め告示するということになつておりますが、まず作物残留性の農業につきましては、これは食品衛生法の残留許容量というものを基準にしたいと考えております。それから五号の土壤残留性農業につきましては、あと作の農作物についての厚生省の残留許容量で定めたいということを考えております。それから六号は、水産動植物に對する問題でございますが、これにつきましてはコイが半数致死量というのですか、四十八時間コイが半分死ぬ量、これは〇・一PPMということになつておりますが、かつその消失日数が一週間というところで、これは現在すでに告示がされております。

それから水質汚濁性の農業につきましては、水質の環境基準というのがきめられております。この水質の環境基準を著しくこえ、かつ長期間汚濁が持続するといふ場合に、これは保留をするといふことで基準をきめたいといふふうに考えておるわけでございます。

○千葉(七)委員 そこで伺ひをいたしますが、ただいま答弁のありました基準、この基準について土壌関係と水質関係、この基準と公害対策基本法の第九條の規定とはどういふ関係になるわけでありましょう。第九條の定めによりますと、「政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されるべきと望ましい基準を定めるものとする。」この規定になつておるわけでありまして、この公害対策基本法の第九條の基準も、ただいま答弁のあつた農業取締法の基準と合致すれば問題はないわけですが、合致することになるか、しないことにな

るか、その点はどういふことになりますか。

○中野政府委員 先ほども申し上げましたように、水質の環境基準をそのまま農林大臣の告示といひますか、基準にいたしたいと申し上げましたから、当然合致するわけでございます。

○千葉(七)委員 了承いたしました。

そこで、農業の登録の申請に對して、要件に合致しないといふことで不合格になつた、あるいは登録の取り消し等が行なわれるわけでありまして、この取り消しの決定は、これはもちろん農林大臣が決定をするわけでありまして、實際的に取り消しの決定を審議する機関は農業資材審議会の答申でそれらの決定をするといふように承つておるのであります。間違ひありませんか。

○中野政府委員 取り消しました理由によつて違つてくるかと思ひますが、非常に技術的な判断を要する場合には農業資材審議会の意見を聞いたほうがよいといふふうに思ひますので、昨日も必要なのはその意見を聞くといふことを申し上げたわけでございます。

○千葉(七)委員 そこでこの登録の取り消しに對する異議の申し立てがあつた場合あるいは登録申請に對する不合格によつて登録が保留されたといふたようなことに対する異議の申し立てに對する最終の決定をするといふことになつております。しかしきのうの議論に對するあなたの答弁によつて、異議の申し立てのあつた際にも、農業資材審議会の答申によつて、この異議の申し立てを受け入れるか却下するといふことをきめるのだ、こゝういふ答弁があつたわけですが、私はさういふ考へ方は非常におかしいのじやないかと思ふのです。登録の取り消しあるいは登録の保留をするのも農業資材審議会がやる。それに対してこの異議の申し立ての審判といふか、それも同じ農業資材審議会が審議する。取り消しをするにもこの農業資材審議会、その異議の申し立てを審議するものも農業資材審議会、同じ機関が相反する事項を審議するといふことは、これは非常におかしい考

え方ではないかと思ふのですが、いかがなものでしょう。

○中野政府委員 農林大臣が職權でその農業の登録の取り消しをいたします場合は、これはお話しのように資材審議会の意見を聞くといふことを法律で、今度の改正案で定めております。それを取り消しました際に、今度はメーカーのほうに異議の申し立てをした場合、これは必ず聞く必要はないわけでございますが、前にいろいろありました審議会の意見であるいはメーカーの意見を聞くべきことがあり得るかも知れません。さういふ場合はもう一べん、技術的な問題でございます。意見を聞くことがあつたわけでございます。法律といたしましては、農林大臣が異議の申し立てを審査をして決定するだけでございます。慎重を期するためにもメーカーのほうの異議の申し立ての内容についても一度その審議会に聞き直したらいじやないかといふ判断をした場合は、慎重を期して聞くといふ考へ方でございます。で、両方必ずしもシャットアウトしなければならないといふふうには考えておりません。

○千葉(七)委員 この取り消しあるいは保留の決定をするのも農業資材審議会、それに対する異議の申し立ての審議をするのも同じ機関がやるということは、これはどうしてもふに落ちないのではありません。したがつて登録保留あるいは登録取り消し等を農業資材審議会の審議によつて決定をするといふならば、この保留や取り消しに對する異議の申し立ては、別な機関をつくつてやるのが當然の筋道ではないかと思ふのです。その点をひとつ十分考慮していただきたいと思ひます。同じ機関で相反することを審議するといふことは、これはどうしても筋道が通らないと思ふ。これは私の意見です。ですからひとつ十分御考慮をいただきたいと思ひます。

さらに指定農業の制度であります。この指定農業の範囲を拡大して、そしてその使用の方法なり、あるいはまたいろいろな基準を定めるといふことは、これは農業の被害の防止にとつては非常

に大切なことであり、たいへんいいことだと思ふのであります。その定められた使用の方法の基準の指導の体制が確立をされなければ、この条文の徹底は期されたいと思ふのであります。きのうの答弁によりますと、農業改良普及員あるいは農協の指導員あるいは農業の防除の指導員等一万八千人ですか、これらを通じてその指導に当たる、こゝういふ御答弁でありました。指定の使用の方法その他、容器等に明記をするといふことになつておるのでありますけれども、この使用方法等の基準の指導体制が確立をしなければ、せっかくこゝういふ規定を設けても、それは末端まで浸透するといふことは非常に困難ではないか、かやうに考へられるわけでありまして、そこでの議論にもあります。この指導体制を確立するためには、それぞれ適當な方法でもって指導員の防除の知識といふものを高める必要があるのではないかと考へております。いま農林省が来年度予算に要求をしておられるこの農業関係の予算を見ますと、防除指導員の再訓練の費用等は十分要求をされておられるといふふうには考へられないわけでありまして、その点はどういふふうになつておりますか、御説明を願ひたいと存じます。

○中野政府委員 防除員の活動費をいたしまして、ことしの予算では六千一百一十万円。それから講習会、これは資質の向上のための講習会をやつておられますので、これの出席旅費、それから資質向上関係の資料を提供するための費用でございます。防除員につきましては、いまのようになつて講習会の出席旅費、なお来年はそれをやりやすいための資質向上の資料費といふものを要求しております。

○千葉(七)委員 ことしの予算が六千万円です。来年度の要求額が農業安全使用指導分として三千五百萬しか要求してないのじやないですか。農業安全使用講習会開催費、農業危害調査指導旅費、病害虫ハンドブック及び農業安全使用普及経費、これは三千五百萬しか要求してないですね。今年度の予算が六千万、来年度は三千五百萬

らぬ、こういうことはもう政府としてはきまつて
いることでもあります。
したがって、個々具体的なケースにつきまし
て、私はよく存じておりませんから、林野庁の長
官からお答えいただきます。

○阿部(昭)委員 いま大臣の御答弁で除草剤、枯
殺剤を使用するというのは、つまり労働力が非常
に不足だ。したがって、それを薬剤によって代用
しなければならぬ情勢にある、こういうふうによ
うに受け取ったのでありますが、今回私も営林署や
るいは営林局に対して、相当早い時期に計画を明
らかにするのであれば、地元の山元における農家
の皆さんが一定のスケジュールを組んで、労働力
の提供はできますよということを、実は前から
申し入れておいたのであります。そのことはよく
わかりますけれども、林野庁の方針として、今回
何が何でも除草剤を使えという強い指示なもので
すから、そういう皆さんの地元の協力体制はよくわ
かりますけれども、今回その薬剤は使わしてもしら
わなければ困るのだ、来年度以降のことは公世
論もきびしくなるでしょうから、またいろいろ考
えなければならぬでしようけれども、こういう言
い方なものであります。私は、いま大臣の御答弁の
中で、少なくとも地元の山元において、人間の手
でいろいろな下刈りなりそういうことが可能な労
働力の供給ができる、こういう裏づけのあるよう
な場所においては薬剤の散布はしない、こういう
ふうに一歩進めていただければいいかという希望
を持ってお願いしたのであります。この辺は
いかがでありますでしょうか。

○倉石国務大臣 田の草を七回も八回もいまま
取っておいたのを、農業によつてそういう手間を
除去し、生産をあげるということ、これはもうい
ま世界的に水田のあるところでもそういう傾向であ
ることは御存じのとおり。ただいま林野庁の経
理等についてお話しすべき時期ではないかもしれま
せんが、私もはできるだけ省力で、経済的に運
営をしていくことが大切なことであること
はたてまえであります。したがって、そういう面

からたぶん出先の営林署においても、いろいろ除
草剤等について考えて措置をいたしておることだ
と思ひますが、そういう意味でこれは民有林でも
同じであります。いま民有林がだんだんだんだん
荒廃してきているといわれております。その一つ
の大きな原因は、山を持っておいてもそろばんに
合わないといふことは、そろばんに合わないとい
ふことの一つの大きな理由は労働力の関係であ
ります。賃金の高騰によるコスト高といふことで
ございまして、やはり林野庁におきましてもそう
いふことを考慮せざるを得ないのは当然でありま
す。したがって、人体、農作物等に被害を及ぼす
ようなものについては、これは十分警戒をし、注
意していただかなければなりません。これはいろ
いろ議論があると思ひます。いま御指摘のような具
体的なことにつきましては、私はつまびらかにい
ましておりませんけれども、一般的にはいま私が
申し上げた方針であります。

○阿部(昭)委員 林野庁長官に伺ひますが、第一
は地元の反対があるような状態の中で強行するよ
うなことはしない、こういう方針を営林局長の局
長会議の際に指示をされた、こういうふうによ
うに現場の林野当局の皆さんは言っておられるのでありま
す。しかし、実際上は七割余の皆さんの皆さん
が、署名で、中止してもらいたい、いろいろな被
害がある、人体の問題などにも影響がある、いろ
いろな理由を付して中止をしてほしいという強い
要請を行なつたにかかわらず、これを強行したわ
けであります。したがって、地元の反対があるよ
うな中では強行しないといふこの長官の方針が、
下部では守られておらないといふことになると思
うのであります。これがまず第一。

それから第二の点は、現在林野庁において山林
に使用する枯殺剤といふものを、メーカーとの間
に一定の製造を取りきめておるはずだと思ひので
あります。この取りきめの状況と、現在すでにそ
ういう取りきめに基づいて、ある意味で林野庁の
責任を持たねばならぬ数量といふのはどのくら
いであつて、これが将来にわたつてどういふことにな

るのかといふことを、概要についてお聞かせを願
ひたいと思ひのであります。

○松本政府委員 第一点、地元の反対を押し切つ
てやつたといふことでございしますが、反対が相当
署名されたといふことは確かであつたようござ
います。が、これは、除草剤といふものに對する
理解が徹底しなかつたときの署名でありまして、
その後、その反対の状況に、営林署が動員されま
して、個別にも集団的にも、除草剤、塩酸塩系
の薬はどういう薬なんだといふことの説明を部落
にいたしまして、林野庁にも、その散布をするぎ
りぎりのところまで、するかしなといふ相談
がございまして、林野庁としては、なおもう一度
重ねて地元を説得しなさいといふことで、一兩日
延期もしたように記憶をしております。そのよう
にして地元の反対は大かた理解が取り付けられた
といふ報告がございまして、それならばもう、安
全を期して慎重に実施しなさいといふことで実施
をいたしました。

それからメーカーとの取りきめがあるようだと
いうことでございしますが、これは林野庁としては
次の年に使用する薬につきまして、メーカーに對
して発注するとか、大体の見当を、これぐらいど
うだといふことは全くしておらないはずでござ
います。

○阿部(昭)委員 全くしておらないとおしやる
のですが、そうしますと、出先で思ひ思ひにかつ
てに購入するわけですか。

○松本政府委員 いま除草剤の年度の予定は、営
林局、営林署で立てて購入をいたしております。

○阿部(昭)委員 この薬はいま民間ではほとんど
使っておりません。民間で使つておる例は、少な
くとも私どもの地域では非常に少ない。この枯殺
剤、除草剤といふものは、大量にやつておるの
はほとんどが国有林であります。そうなりますと、
出先の営林署あるいは営林局において購入する
場合に、ぶつづけ本番、さてひとつどこから買
おうかといふことでやれるものじゃないのじゃな
いか。したがって、相当大量にやつておるわけ

ありますから、一定量といふものをあらかじめ
メーカーとの間にいろいろな相談をしなければ、
あれだけの薬剤を取りまとめることはできない
のじゃないかと思ひわけでありまして。こういうこ
とも一切やつてないといふことでしやうか。私ど
もは局段階その他からいろいろなことをお聞きし
ておるのですが、全然やつておらぬといふのは
そじやありませんか。

○松本政府委員 林野庁としては、メーカーから
見積もりの提出はあるようございしますが、来年
度は幾ら使うといふようなことは、その使ひ直前
までは、そのメーカー、個別のメーカーに對しま
して連絡をしておらないはずでございします。

○阿部(昭)委員 私どもは現場の営林局やその
他から、いろいろの経過や内容を承知しておるの
であります。したがつていまの長官の答弁だけで
は、納得せよといつてもそれは無理なんです。あり
ますが、きょうは時間ありませんから次の機会に
譲りたいと思ひのでありますけれども、来年度、
四十六年度はすでに見積もりを出さしてお
る、何もなしにどこに見積もりを出すといふ業者
もあまりないのじゃないかと思ひます。林野当
局は相当使うだらうといふことで、見積もりを提
出させられたり、いろいろなことになつてきてい
ると思ひます。したがつて、四十六年度の見通し、計
画、こういうものは全く無計画にただ動いてい
るといふことにはならぬと思ひます。私ど
も局段階その他から具体的な話を実は聞いて
おるのであります。来年度四十六年度はどうする
つもりかといふことをお聞かせいただきたい。

○松本政府委員 林野庁としましては、数年前か
ら分権管理方式といひまして、それ以前は中央で
相当こまかい点にまで仕事の計画につきまして
タッチをしておつた。数年前から営林局へほとん
どの業務計画をおろしておりました。したがつて、
営林局で翌年度の計画は立てる。そのために営林
署から営林局へいろいろな資料を吸ひ上げるとい
うことはあろうかと思ひます。
それから民有林でいまあまり使つておらないと

いうお話がございましたが、民有林でも逐次相当量使われております。民有林で四十四年度の使用面積は三万六千ヘクタールでございますから、国有林の面積にはちよつと足りませんが、大体近い面積が築が使われております。

○阿部(昭)委員。そこで私は長官にこの機会に申し上げておきたいのでありますが、私も現地に参るものであります。私なども活動範囲は相当幅が広いものでありますから、たとえば営林局のほうから木材の売り渡しなどを受けておる製材業者、素材業者など、たくさん知り合ひがおります。この皆さんが、実はこの間の枯殺剤の強行散布に關していろいろのことを私どもに言うわけでありまして。つい先般、今度の参議院選挙の際に売り渡し石数に見合ひ票を取れというので私も業者が集められました。その際に当局の皆さんも出てきておって、今度の枯殺剤強行散布の問題に、たまにいろいろな説明がありました。その際には、つまり、これは無害じゃないので、いろいろの問題はあるんだ、あるんだが、少なくとも林野行政から売り渡しなどを受けておる、お世話になつて恩恵にあずかつておる皆さんが、現地の住民の説得にひとつ先頭切つて当たつてくれ、こういう話を、つい最近業者が集められて、来年の参議院選挙の売り渡し石数に見合ひ票を集めろという、相談の会議の際に実は聞いたんです。ですからいままなは、現地に営林署関係者が何回か足を運んで、反対に対して説明が足らなかつたから説明をやれといつてやらせたと言つておるのですが、どこで説明をやつたかといふことになる、町議会に行つてやつておる。町議会の中には製材業者その他が何人かおつて、そうするとこの皆さんは私ども、個人的にはあんなことをやらねえかなわぬけれども、われわれはどつちかお世話になつておるもので、やはり賛成だと言わざるを得ない。議会は何とはなしにそういう世論の中で、あまり反対でもないあまり賛成でもないみたいな結論を出した。それを受けて営林当局は、地元はおおむね納得したものと思ふといふことでやること

にいたしましたという回答を、実は関係者、七割以上の署名をやつた方々に対してやつておるのであります。私はこれは反対世論に対して、疑問や批判を持つておる皆さんに対して十分の説得や何か理解を深めたことにはならぬと思ふのであります。いわゆる来年の参議院選挙の票集めの会合をやりがら説得なんかやつたつて、ほんとうの説得なんかできるものじゃないと思ふ。きょうは時間がございますのでこれ以上はできませんけれども、たとえばいま薬剤の關係は全部出先にまかせておる、こういうのですが、われわれの地域でそんな除草剤はどこでもつくつておりません。全部こつちからつくつておるわけでありまして。したがつて、これは私も局段階で全部詳しい話を聞いておりました。やはり林野庁全体で取りまてめられた窓口があつて、そこからちゃんともらうようにやつておられますと言つておるものであります。あなたのほうは全部出先のほうにまかして、こつちはわからぬと言ふけれども、そんなはずはないと思ふ。私はこれ以上質問いたしませんけれども、次の機会にまたこの問題を深めさせてもらわなければならぬと思ひます。

以上で私の質問は終わります。

○草野委員 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農薬取締法の一部を改正する法律案について、農林大臣並びに農政局長等関係当局に質問いたします。昨日質問をいたしてまいりましたのでありますが、大臣が所用のために欠席をされたので、本日引き続きあらためて大臣にお伺ひしたいと思ひます。

まず最初にお伺ひしておきたいのは、わが党からお手元に差し上げておりますが、農薬取締法の一部改正の中で、四点にわたつて修正を考へておるところでございますが、まずその第一でございます「登録制度の改善」ということで、(記載事項の訂正又は品質改良の指示)というところで第三條の七号、「公共用水域の水質の汚濁が生じ、」という次に「環境が著しく汚染されるおそれがあるとき、」このようにぜひ挿入をしていただきたい

い、かようにお願ひをするわけでございます。御承知のように、現在日本は、公害列島日本といわれますように、自然環境が破壊されて、日本人の住むところはもうなくなるのではないかとわれわれは公衆に悩まされております。人間並びに家畜の被害だけでなく、環境が汚染された場合には当然規制をすべきではないかと思ふのであります。最近、農薬によつて環境の汚染が著しく目立つてまいつております。しかも益虫なんかも農薬などによつていなくなつてまいつております。こつちから意味から、ぜひ「環境が著しく汚染されるおそれがあるとき、」こつちから入れば、この農薬取締法の内容も片手落ちになるのではないかと、かように思つて提案をしておるわけでございます。大臣からこのことについて明確なる御答弁をいただきたい。まず第一点、お伺ひする次第であります。

○倉石國務大臣。いまお話のございました修正案を私まだ拝見いたしておりませんので、事務局の方で見ておるかもしれません、事務局からお答えいたさせます。

○中野政府委員。ただいまお話しの件、けさは非公式にいただいたわけでございますが、今回の改正案におきまして、われわれ水質汚濁性農薬についての規制を考へました際に一番問題になりましたのは、いままでからあります水産動植物に対する被害、そのほかに公共用水域につきまして、農薬が流れ込んで水質が汚濁しまして、それが人畜に被害を与える場合、この二つを規定したわけでございます。いまお話しの「環境が著しく汚染されるおそれがある」といふことになりました、非常にばくとしておりました、農薬取締法から一体どういふふうな規制をしなさいか、まだいまのところ――遠い将来は別でございますが、われわれ見当がつきません。それで今回は人畜の被害と水産動植物の被害といふことを明確にして農薬取締法の面からは規制をしたいと考へておるわけでございます。

○瀬野委員。御承知かと思ひますが、食用ガエルが昨年は輸出停止になりました、アメリカからたくさん農産物の残留が下されたことがございます。もちろん農薬の残留があつたということで、アメリカから指摘されたこととございまして、農薬一円に至りましてドル箱といわれ、しかも生産量においても自然に生産されて、日本の外貨獲得の大きなウエートを占めてまいつておるこの食用ガエル等も、農薬の害によつて被害を受けてまいつて、それがアメリカの出荷停止を受けた關係から本年は田植え時期からこれが相当、捕獲されないために繁殖しました。この食用ガエルは年に三月と九月の二回くらい産卵するわけでありまして、これらの泣き声の騒音並びに食用ガエルの繁殖が著しいために田植え時期に稲が倒伏する。将来もこつちから問題がたふさん起さるるわけでございますけれども、来年はどうなるかといふことで関東一円の業者も生産がストップした、また輸出もできない。しかも環境が破壊されたために、捕獲をしても製造の意味がないといふことからさういふことがたいへん将来の問題になつております。これは大臣もよく御存じだと思ひますが、さういふ問題、また先ほど話がありましたように二四Dの除草剤の問題、いろいろございまして、至るところこつちから事件が起つております。昨日も私、質問申し上げましたが、熊本県宇土半島一円もたまたま空中散布による農薬によつて魚介類等が死滅をしておるという事態が起きて、それがまたいろいろな作物に影響を及ぼすといふような事件も起きておる、こつちから「環境が著しく汚染されるおそれ」といふことをぜひ挿入していただかなければならぬ、かように思ひます。いま農政局長から答弁がございまして、大臣もよく承知をして検討をしておられるわけですが、大臣の今後のこの法案に対するお考え、いまお聞きになつていろいろとおわかりになつたと思ひますけれども御見解を承りたい、こつち重ねて申し上げるわけでござい

ます。

○倉石國務大臣。お話しのことは私もよくわ

かるわけでありませう。しかし事務当局もお答えいたしましたように、今回農薬取締法の一部を改正するにあたりましては人畜及び農産物についてのものを一応これからさらに私どもは研究を続けてまいりましてありますから、その上でできるだけ対処してまいりたい、こう考えているわけでありませう。

○瀬野委員 農林大臣からいまだできるだけ対処していただきたいという答弁がございましたので、どうかひとつ農林省当局も、現在の環境がいかに汚染されておるか、国民の重大な関心でございます。また私も当委員会でもたびたび自然環境等の問題については質問を申し上げ、提案してまいりましたところでございますが、この環境を守るということは当然政治の責任である、かようにも思っております。どうかひとつ慎重な検討をされて、大臣の御答弁にもありましたようにひとつ御検討をよろしくお願いする次第でございます。

次に第二点としては、登録の記載事項の変更及び登録の取り消しというところで、第六条の三第三項に基づき第二項の登録を取り消したとき、または第九条第二項に基づき販売の制限をし、またはその販売を禁止したとき、とあります。その中で第六条の三の第一項に基づきというところの最後に政府案によりまして、「又はその登録を取り消すことができる」と書いてございますが、これでは弱いわけでございます。このところを「かかる農薬の回収並びに処分等の措置を命ずることができる」というようにすべきである、かようにわが党は考えております。ぜひともこのように強い措置をしていただきますように修正方をお願いするわけでありませう、この点について大臣の御見解を承りたいと思うのであります。

○中野政府委員 ただいまの問題でございますが、これは昨日も御議論がございました、私御答弁申し上げましたのは、農林大臣といたしましてその後の科学技術の進歩によりまして登録を取り消しました場合に、販売を制限したりあるいは禁止するわけでございますが、そのあとの回収あるいは廃棄の問題、これは今後出てまいります。業によりましてどうやらいいか、まあいろいろの考え方がございます。そこで農林省といたしましては、全国的な問題につきましては農林省で行政的な責任と申しませうか、指導と申しませうか、それを持ちましてどういふふうにしませうかということをやりたい。それから一部の県の問題でありますれば県知事に責任を持ってもらいましてどういふふうにしたらいいかということをやりたい上です。これは指導としてやるべきでないというのを申し上げたわけでありませう。われわれといたしましてはそのように考えておるわけでありませう。

○瀬野委員 私も昨日質問申し上げ、またいま答弁がございましたが、これが相当問題になります。BHCだけでも四億以上に及ぶ、こういう答弁がございましたが、たくさん農家手持ちのものあるいは系統団体で持つものもございませう。こういうものについてぜひとも強い処置をしていただくように御検討をお願いしたい、かように思っております。

次に第三点目でございますが、(農林大臣及び都道府県知事の援助)のところでございます。まずその中に第十二条の六に「品質の適正化に関する助言、指導その他の」云々とございます。政府案によりまして、最後のほうに「努めるものとする」というふうになっております。これでは弱いのので、「援助を行なうものとする」。なお、これに当つては指導及び防除体制の確立を図る。このように挿入をしていただきたい、かように思っております。共同防除とか指導と申して昨日もいろいろと御答弁ございましたが、はつきり明文化すべきである。かつてにしろといつてもなかなかできないこととございますので、農家も個人個人が被害を受けておるわけでもございませう、またいろいろとごときから議論された問題点もたくさんあるわけとございませうので、ぜひ第十二条の六の末尾の「努めるものとする」というところを

「援助を行なうものとする」。なお、これに当つては指導及び防除体制の確立を図る。このように挿入をしていただきたい、このように要求するものであります。農林大臣の御見解を承りたいと思ふのであります。

またさらに、ひとつぜひお願いしたい。このほかにも数点あるわけでありませう、この四点にしばつてぜひお願いをしたい、かように要求するものでございませう。

○倉石国務大臣 これから拝見いたしました十分

おきたいと思ふ。

○瀬野委員 大臣からいろいろと検討していただき

ますように、ひとつぜひお願いしたい。このほかにも数点あるわけでありませう、この四点にしばつてぜひお願いをしたい、かように要求するものでございませう。

第十二条の六のところでございますが、十二条の六の次にぜひ次のような一項を入れていただきたい、かように思ふ。農林大臣は十二条の二及び三に規定された残留性農薬を使用した農産物の検査機関を充実し、当該農産物が出荷段階で許容量をこえないようにすること。このように挿入したいと要求するものであります。

これはどういふことかといふと、先般岡山県でもドリノ剤によりましてキウリ等の出荷停止が起きました。現在の検査機関ではわずかな人員でこれを取り扱っておりまして、なかなか常時検査ができない。しかも抜き取り検査等によつてやっていると、こういう意味からも検査機関の確立をはかるということは当然であると同時に、農産物の出荷段階で許容量をこえないようにすることが最も大事である。それは申すまでもなく国民の健康保持上からも第一に考えるべきであり、政府の責任でもある、かように考えるからでございます。この点について農林大臣の御見解を承りたいと思ふ。

○倉石国務大臣 おっしゃることはいへんごもつともなことが多々ありますが、ひとつ十分検討

○中野政府委員 お話しのうちに四十四年と四十五年とで各県に分析機械を整備いたしました。今後はそれによりまして使われ方、その他の推移を見まして、なお拡充を検討したいと思ふ。

○瀬野委員 時間の制約もございませうので、いろいろ四点について修正を申し上げますが、どうかひとつ政府当局におかれまして、ぜひこのように修正ができましたら、早急なる検討をして、国民の健康保持と、また国民が安心して生活でき

○瀬野委員 今後の推移を見て拡充していくというところでございませうので、一応了といたします。次に同じく昭和四十六年度予算要求中、登録市販されている農薬を対象に、厚生省において定める残留許容量に対応して安全使用基準を設定することを目的に、農薬の使用法と残留との関係を究明するために必要な経費として、すなわち農薬残留の緊急対策に関する調査研究費が、この資料を見ますと四十四年度、六千二百四十五万七千円、四十五年度、六千六百一十一万四千五百七十七円、四十六年度には全然計上されてないのではありません。

すが、これはいかなる理由によるのか。資料等のミスによるものか、この点お伺いをしたいのであります。

○中野政府委員 四十二年からことしまでは農林省のほうに農林水産技術会議のほうに試験研究の予算として計上しておたわけでございますが、今度の取組法の改正に伴いまして、これは行政ベースに移すべきだということで、農政局のほうから農業残留対策調査事業費ということで約一億くらいを要求いたしております。これによりまして早急に使用農業の主要農産物における残留量というものを緊急に調査をしたいと考えておりますので、御指摘のようにゼロにしたわけではございません。

○瀬野委員 そうなりますと、この農業安全使用対策関係の予算の中でございますが、四十六年度予算要求の中で農業残留対策調査事業費、これが二千八百九十五万五千円として農業の残留調査を継続実施し、調査結果に基づく安全使用基準を策定し、安全使用対策を推進するに必要な経費、こういうふうになっております。そして二千八百九十五万五千円というのが組んであります。こういうものとの関連性はどうかということになりますか。

○中野政府委員 ただいま言われました二千八百九十五万五千円は、農業残留対策調査をやりまして、本省でやる分でございます。そのほかに農業残留対策調査委託費ということで、二十県に委託をいたしまして調査をしたいと考えておるわけでございます。合計いたしまして先ほど申し上げました一億近い約九千七百四十万五千円という予算要求をしておるわけでございます。

○瀬野委員 私がいたしたい資料には、それが載っていないのですけれども、これはミスプリントというわけでしょうね。調査室の資料でございますけれども、これに計上されていないわけですか。

○中野政府委員 私、調査室の資料をまだ拝見しておりませんので何とも言えませんが、私が申し上げたことが正確でございます。

○瀬野委員 それでは一応了解いたします。

次に、やはり四十六年度予算要求の中で害虫の総合的防除法に関する研究として新規事業に一億四千七百一十一万九千九百四十円が計上され、天敵利用、不妊化などを取り入れた総合的な防除法の確立を行なうことになっていくが、具体的に検討されていることについてお伺いしたいのであります。

○川井説明員 技術会議におきましては、害虫の総合的防除法、これは最近の非常に重要な問題でございまして、この研究につきましてはできるだけ大規模な予算を組みまして、国、県あるいは大学、民間という研究機関を総合いたしまして、この生態防除法の技術開発を進めていきたいということで、現在考えております。なお一応四十年から天敵ウイルスの利用による害虫防除法に関する研究というものを進めてまいりましたが、たとえば果樹のアカエグリバ、稲の二化メイ虫や松のマツカレハなど、いろいろ最近実用化の見通しがつきつつある問題につきましては、この天敵ウイルス利用の研究成果としてあがってきたわけでございます。なおこの研究は現在のところ非常に深い研究領域を持っておりまして、できるだけ研究の規模を拡大いたしまして、総合防除法の確立を期したいということで、一応予定しておるわけでございます。

○瀬野委員 内容としていたしましては天敵のウイルスを利用していく場合あるいは天敵のこん虫を利用する場合、それから化学的に害虫を性的に誘引していく、いわゆる性誘引物質というふうなもの、あるいは化学的にこん虫の雄を繁殖不能にしてい、そういう直接農作物に農薬をかけるということとは違って、間接的にコントロールしていく、そういうような新しい研究領域も含めまして、一応害虫の総合防除法に関する研究というものを現在要求をされているような状況であります。

○瀬野委員 果樹害虫天敵利用促進費としても千二百七十五万四千円が計上されております。一応ただいまの説明で丁度いいと思いますが、今後生物農薬というものは大いに使われていくべきであり、無公害の農薬としてこれから大いに期待される、こういうふうな状態にいられているものであります。そこで、い

まも説明がございましたが、ウイルスなんかは突然変異によつてはこれが逆に害になるという場合もございまして、最近武田薬品等で開発いたしておりますところのハチであります。これがあつた時期においては養蚕の蚕にこれがいろいろと刺さります。被害を受けるというふうなことで、天敵として大いに必要な面、またそういう害虫も受けてくるという面がございまして、こういったことは今後大いに研究すべき問題であると思つております。これについてはどのような御見解を持っておられますか。この機会にお伺いしておきます。

○川井説明員 生態的にいろいろ防除法に使われる方法が開発されてくるわけでございますけれども、これはやはり使用方法が非常に生態的な使用法といふことでございまして、開発されたウイルスあるいはこん虫につきましても、どういふふうなそれを目的地域に使っていくかということについては十分慎重な検討を経た上で進めていくという考え方でございまして。

○瀬野委員 天敵利用ということについては、先ほども申し上げましたように、ひとつ今後の無公害農薬としてぜひこれを推進していただくと同時に、また強力な研究対策等も考えて、農業者が安心して営めますように、ぜひこの機会に要望しておきます。

次に、大臣にちよつとお伺いしたいのであります。先般大臣も沖繩に参られました。沖繩の主産物としてはサトウキビ、パイナップル、バナナ、サトウなどが三つの柱であります。全琉ほとんどサトウキビでおおひきされておられますが、私も本年二回ほど沖繩へ参りまして実情を調査してまいりましたけれども、あのサトウキビの若い新芽に虫がついておるのをつまみはらかに調査してまいりました。ほとんど全琉にわたつて、和名で申しますとカンシヤコバナナガカメムシという虫であります。地元ではガイダーと云うふうな方言で言っております。このカンシヤコバナナガカメムシ、これはアリの小さいみみないな虫であります。

けれども、これがサトウキビの新芽につきまして、そして成長を阻止し、またサトウキビの汁を吸うために農家は大きな被害を受けて生産が低下しているというゆゆしい問題でございます。DDTとかBHC、またドリリン剤等いろいろ使つていけるけれども、すでに免疫となりまして薬効がない。至るところを見ましても、虫がついて、どこへ行つてもこれが一ぱい葉茎についております。これは今後たいへん問題であります。復帰前に、沖繩のあんなきびしい農業の生産の過程におきましてぜひこれに対する対策を考えなければならぬと思つておりますので、この機会に大臣にぜひお伺いをしたいのであります。大臣も現地に行かれていろいろ見、あるいは調査をされてこられたかと思つてますが、これに対する御見解を承つておきたいと思つております。

○倉石国務大臣 お話しのうちに、沖繩農業では八一九近くが砂糖であります。先般私が参りましたときも、四十五年度と比べて四十六年度のほうがこういふことに対して、たとえば省力のための機械あるいはまた基盤整備等について農林省としても財政当局にかなり増額して予算を要求いたしておるような次第であるから、いままでのように四年も五年もはらつておかれるようなことをされたのでは、せっかく御援助申し上げても効力がありませうからして、いままでは基地経済のようないもので所得も別にあつたかもしれませうが、これから復帰後どうなるか、そういうことについてわれわれは断言を許さないのではありませんが、少なくとも農業としていけばサトウキビが立ち行くようにしようではありませうか、そういうことを各地の方にお話をいたしまして、全くそのとおりだと共鳴をしておられました。農業団体の方々などことにそういうことについて自覚をされていらつしやいました。ただいまのお話の害虫の報告をまだ聞いておりませんが、実はびっくりいたした。これは沖繩にとりまして、ことにただいまのところ沖繩の砂糖の値段をきめる最中でありまして、われわれにとりまして大事なお話でござ

ございますので、緊急にひとつ調査をいたしましたから、それにきく案もちゃんとあるそうでありまして、連絡をいたしまして適切な措置を講じられるように緊急に手配をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 このカンシヤコバナガカメムシの問題については、大臣も現地へ行つていろいろお聞きになつて、緊急に調査をして適切な処置をするということでございますが、ぜひ復帰を前に、この農薬取締法のこの時期において御答弁をいただいたわけですが、対策を練つていただきたいと思ひます。私向こうへ行きまして、ホルマリンにつけたものを見本にいたててこつちへ持つて歸りました、あとでこれを御参考までに見ていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。これが全琉にはびこつて沖縄の人たちのたいへんな問題になつておりました、こうしたものに対する対策も今後いづれ復帰をしてくる沖縄の県民の皆さん方のために、農薬取締法がいよいよここに改正されようとしてゐるときでございますが、ぜひひとつ対策を御検討いただきたい、かように思ひます。

次に、農林大臣及び厚生省当局にお尋ねしたいのでありますが、悪質メーカールの取り締まりについてでございます。農薬の流通面、農薬製造業者は三百五十社あるように聞いておりますが、うち全国的に多品目を製造、販売している業者は、約四十社で、そのシェアが九〇％となつておると伺つております。最近悪質なメーカールがかなりありまして、これはきびしく取り締まつてくれという声があるわけでありまして、もちろん良心的なメーカールもたくさんございまして、良心的なメーカールが困る、こう言つておるのであります。農薬ではあまりもうからないために、どうしても多量の製造をして売り込みをする、世間並みのことはで申しますと、がめつく申しますと、がめつく押し込み販売をする、こういふことがよく取りだされております。この悪質メーカールの取り締まりにつきまして、表示違反、これは法第七条によりましてありますが、また法十條の二の一項に

(虚偽の宣伝等の禁止) ということがございます。こういうことに関係しまして販売禁止等の行政措置を行なえるようになっておりますが、この取り締まりの状況、また摘発の状況、そのおまな内容等をどのように掌握しておられるか、時間の関係もございまして簡単に御答弁をいただきたい、かように思ひます。

○中野政府委員 流通いたしております農薬につきまして、農薬検査所を中心にして抜き取り検査をやつております。年間千件くらいやつておりますが、いま御指摘のように最近、たとえば昨年は二件ほど具体的に摘発をいたしまして、その業者に対して農薬の回収を命じ、かつ一年間販売を禁止するといふ行政処分をいたしましたものが二件ございまして。

○瀬野委員 これは件数のわりに摘発が少ないのでありますけれども、これは十分この機会に取り締まつていただいて、良心的なメーカールのために、一般消費者のためにぜひ指導監督をお願いしたい、かように思つております。

次に、これは厚生省関係にお尋ねすることになると思ひますが、メーカールが農薬があまりもうけが少ないということから農家にどうしても押しつけをする、または予防的な農薬として売り込みをする。虫が発生してないのだけれども予防としてこれを出す。きのうも私の質問に対して農政局長から答弁がございましたが、八百六十六億、一千億と毎年だんだんふえていく傾向にございまして、世界でも第一位といわれるような多量の農薬を使つております。こういうことから見まして、ますます製造いたしました農薬を外国へ輸出をするというところがさらに活発になつてきておる段階でございます。先般もBHCをインドネシアに送つたところが、日本で使われないものをどうして送つたのだといふことでクレームがついてきたという問題がございまして、いろいろ批判も受けておりますが、こういった農薬の輸出という問題、こういったものについての対策、御見解を承つて

おきたいのであります。

○中野政府委員 インドネシアにBHCを輸出したという話であります、私まだそこまで承知しておりません。ただ、現行の取締法によりまして、輸出については取り締まりの規定が適用になつておりません。しかしながら、それぞれの国でそれぞれの取締法がございまして、原則的には輸出業者は向こうの取り締まり規則に違反するようなのは出せないはずでございます。それによつてやられてゐるはずでございます。なお、これは若干つけ足しでございますが、日本の取締法がどうなつてゐるかといふことは東南アジアをはじめ非常に関心を持つておるわけでございまして、その辺は十分今後ともメーカールのほうに注意をしなければならぬと思つております。

○瀬野委員 その点よく特にお願ひいたしておき

次に、あと三点簡単にお尋ねをして終わりたいと思ひます。

大臣に、私の質問の持ち時間がわずかでございまして、食品衛生調査会の残留農薬部会があることはきのうもだいたひ論議したところでありますが、この委員に農業団体の代表をぜひ参加させてくれといふことが強くいわれてゐるわけでございまして。これに対しては大臣はどのようにお考えでございましょうか。ぜひ農業団体の代表を一名か二名ぐらゐ入れてもらいたい、かように思つておるわけですが、ひとつ、こまかい点は除きますけれども御見解を承りたいのであります。

○倉石国務大臣 厚生省の所管に属しますのでよく相談をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 厚生省、来ていますか。

○小島説明員 食品衛生調査会は食品にかかると重要な事項につきまして厚生大臣の諮問に應ずる機関でございます。五十二名の委員が任命されております。その中にいろいろな部会を設けておりますが、残留農薬につきましては残留農薬部会というものを設けております。この食品衛生調査会の任務は非常に技術的な判断を下していただくた

めに技術的な専門家をお願いしておるわけでございまして、この残留農薬部会の中に農薬関係の方といたしましては農林省の農政局長、農業技術研究所の所長それから農業工業会の技術懇談会からの代表といふ三名の方をお願いしてございまして、いずれも農林関係の技術、学識といふものを審議の過程で反映させていただいておりますわけでございます。お話の向きの農業団体というふうなお話がありました、私もどなたかいたしましては農林省関係の方三名の御意見によりまして農林省サイドのいろいろな農薬の有効性その他についての御意見といふものは反映されるのではないかとはいふに考へておる次第でございます。

○瀬野委員 いま答弁ございしましたが、時間がございまして、農林大臣も厚生省とよく相談したいという御答弁でございましたので、ぜひひとつ御検討いただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に一点だけお伺ひしまして質問を終わることにいたします。

昨日私質問いたしましたところでありますけれども、農林大臣はちやうどおいででございます、したが、農薬の量がますますふえてまいりました、病害虫が薬に強くなつてまいりました。農薬はますますその量をふやさないと、今度はきき目がなくなつてくる。そしてより強力な農薬が必要とされる段階になつてまいりました。これは釈迦に説法で皆さんよく御存じのとおりであります、時間の関係で取りまゐていろいろ申し上げましたが、反面、病害虫の天敵を殺すことにもなつておりました、今後開発される天敵の問題ともいろいろ関連が出てまいります。それはばかりか自然の環境をこわすといつても過言ではございません。最近水田にわらななどをやりました、わらなどの有機物が分解しなくなつて、農家はわらを焼いてゐるといふようなことがあつちで聞かれてまいりました。こういったこともいわれるわけでありまして、このままではならないと思ひます。取締

○津川委員　輸出のことではあとでもう一度質問するとして質問を前進させます。

二つには、農民の受けた被害は補償すべきと思います。共産党は公書の被害者は補償されることをたてまえとしていますが、大臣も農政局長も昨日来法のたてまえ上政府としては責任ないと農民に背中を向ける答弁をしています。大臣の答弁に農民はおこつております。そこで法制局と農林大臣に尋ねます。メーカーが薬害、毒性及び残留性についての試験成績を添付して登録を申請したときどのように慢性毒性と残留性を確かめるかです。政府のこれからの計画でも三カ月間マウスとラットについての試験成績をやるといっています。これで後は後日必ず問題が起きてくるとも言われるのであります。起きてきても何のふしぎもございせん。大きい動物でその種類も四種類、五種類にし、二カ年以上もやらなければならぬと思います。農薬によってはラットとマウスに別々な反応をするし、大きな動物にはまた別な反応をしております。もつともつと正確に毒性や残留性をつかむことがやる気になればできるのでありますし、そのほうが望ましいということ。文書の指摘はやめますが、政府の文書にも書いてあります。そのようなテストをしないで登録を受ける

のです。こうした登録制度の被害で農民は泣くのです。

もう一つの問題は殺虫剤などの農薬ですが、神経の毒でございます。虫の神経を殺すので殺虫剤なのですが、人体の神経はラッテやマウスの神経とは比較にもならないほど発達もし、鋭敏でもあり、かてて加えて神経は一度やられるとなおることのできない再生不能なのであります。そうした農民と人体の神経関係について、この十一月の二十二日から四日までの三日間学術会議の一つのブランチである新日本医師協会で百人近い神経学者が集まってデイスカッションしたのですが、農薬による人体の神経障害についての研究はほとんどやられていない。したがってこれからの研究にまづことが多い、研究ができれば防ぐことができる

ということが明らかになったのであります。こうした学問、試験研究体制が不備の中で登録がパスするので、後々いろいろの障害が出てくることはこれまた当然であります。そうした不備でできたその被害を農林が黙って甘受しなければならぬのがこの改正案であります。

そこで法制局に伺いますが、これでも農民の被害に対しては国もメーカーも責任はないというのでございましょうか、法制局にお願いたします。

○林政府委員 お答えいたします。

およそ人の生命なりあるいは健康に害があるというよりなものにつきましては、その製造、販売、場合によっては所持等を法律で禁止することはよくあることでございます。こういう場合に補償がいくらかどうかという問題でございますが、立法例に幾つかございまして、私どもの考えとしては法律が直接所持禁止あるいは製造、販売その他いろいろございまして、禁止いたしまして、その禁止によつて受けます経済的な損失、これを受忍いたしますことは、その危険なものを製造、販売、所持しておる者の何といひますか、社会的責務、受忍すべき限度の中のものであるというふうに考えております。

農薬の場合におきましても実はそういう点いろいろ考へまして、第六条の三には特にやむを得ない必要があるときに限つて取り消し処分ができるというように書いてあります。段階的には、取り消しの前にまず使用方法を変えろとかいろいろ考慮すべき点があると思ひます。そういうした手を尽くしまして、なおかつやむを得ないというほどに危険なものという場合に、やむを得ず取り消すというふうな形にしてあるわけであります。

○津川委員 法制局にもう一度尋ねますが、農林省農政局植物防疫課長、医学博士福田秀夫、この人はラッテとマウスだけでは三カ月では足りない、もっと大きな動物で二年やるのが望ましい、こう政府自身が言つておるわけでありまして、

こういう状態で被害を受けたときに、国に責任はありませんか。

○林政府委員 法律論をいたしましては、お答えはいまと同じだと思います。事実の問題でございしますから、別途の政策の問題であらうというふうに存じます。

○津川委員 法制局では、農林省自身が言つておるので、今度の問題に不備はない、こう言い切れるのでございましょうか。

○林政府委員 法律上の問題といたしましてはたびたび申し上げたとおりでございます。

○津川委員 押し問答してもいけませんから進めます。

そこで倉石農林大臣にお伺いします。こういう状態で登録を受けることで、慢性の中毒、残留性ラッテでもっと厳格に徹底的に、三カ月マウス、ラッテだけでなく、犬だとかもっと大きな動物で二年以上実験の結果で登録させることを、登録を受けるときの一つの要件にしてみませんか。そういう政令をつくつてみませんか。これは大臣に答えていただきます。

○中野政府委員 御指摘の点でございますが、現在三カ月の亜急性試験をやっております。ただそういうラッテ、マウス等でやっておりますので、われわれとしては人間への感染といひますか、そういうもののために千倍という安全率を見込んでおります。国際的にもこれでよからうということになっておるわけでございしますが、ただ、いまの御指摘のように、二年やる、この場合には安全率は大体百倍ということに国際的にもなつておるようでございしますが、われわれとしても、そういう準備を整へまして望ましい方向に持っていきたいという気持ちは、もちろん持つておるわけでございまして、あすからすぐこれに全部切りかえるというのとはなかなか困難でございまして、将来そちらのほうに持つていきたいというふうに思つております。

○津川委員 将来は、ラッテやマウスだけでなく、もっと大きな動物に対して二年なり三年なり

必要なことをやる、こういう意味でございしますか。

○中野政府委員 試験のやり方としまして、いまの亜急性三カ月を二年にしたい。それから動物につきましては、これはそういう動物がどの程度得られるかどうかという問題もありまして、今後の研究課題にさせていただきたいと思つております。

○津川委員 それでは厚生省にお尋ねいたします。農薬のかんりのものが神経毒であるし、人間の神経はラッテやマウスと比較にならないほど発達しているの、農薬と神経毒の関係をひとつ本気になって研究してみる研究体制、研究機関、研究人員、予算、こういうものをつくつてみる意図がありますかどうか答えていただきます。

○小島説明員 現在厚生省では国立衛生試験所におきまして、農薬の毒性研究を行なつておるわけでございまして、当然先生のおっしゃられましたような神経毒という問題もこちらで取り組むという体制になつておるわけでございします。しかしながら、御存じのように、国立研究機関の施設の充実あるいは人間の拡充ということもなかなか思うにまかせない実情でございしますが、われわれとしては、さらにこれを充実して、新しい学問の立場から常に農薬の危険性というものを追及いたしまして、そして危険なものは排除していくという体制をとりたいというふうに考えておる次第でございします。

それから、先ほど先生からお話のございました三カ月では十分ではないかという問題につきましても、実は私も全く先生のお話のように感じておる次第でございします。ただ、この経過を申し上げますと、実は以前は新農薬の登録にあたりましては、三カ月のデータも必要なかったというふうな状況であつたわけでございしますが、私ども農林省と相談をいたしましたので、それではいけないのじゃないかということで、昭和四十三年から亜急性の毒性データの提出を義務づけるようになったわけでございします。しかしながら、先生御存じ

のように、日本国内におきまして毒性試験の機関というものは、はなはだ不十分でございまして、いきなり二年間の毒性資料データの提出を義務づけますと、日本における農薬の開発というものが全くとんざしてしまふのではないかと、こういう状況もございまして、とりあへず三カ月の亜急性資料を提出させて、そして厚生省の委員会にかけまして、その意見をもとにして許可していただく。しかし、そのときには、安全率を、普通二年の慢性毒性に使う安全率よりもずっと高い安全率を使つてとりあへずの許可をして、そしてその許可したものににつきましては、厚生省が国立衛生試験所で二年以上の試験をするというところで現在やつておるわけでございしますが、先生のおっしゃられるように、最初から二年以上のデータを提出させるというにすることを理想的でございまして、実は今回の農薬取締法の改正が成立いたしました際には、私ももとしましては、農林省とお打ち合わせをいたしまして、そして新農薬の登録にあたりましては少なくとも二カ所以上の公立機関においてそれぞれ二種類以上の動物についての慢性毒性試験を二年以上にわたつて行なつていただく。あるいはまた大きな動物を使ひました代試験とかあるいは催奇形性試験とか、そういうものについて十分に行ないまして、また先生のおっしゃられましたような神経毒というような問題につきても十分に追及した上で、安全な範囲で許可をするというふうな形にしたいというところで、農林省のほうともよりお話ししていろいろな状況で、今後とも農林省と協力いたしまして国民の健康の保全に尽くしてまいりたいというふうに考えておる次第でございします。

○津川委員 そこで、大蔵省が来たら答へていたいただきたいのですが、そういう試験研究の技術者に聞いてみますと、どうも大蔵省が予算を出さない、人員もふやさない、こういうことが一様な悩みのようですが、いま言つたみたいなのことの方全を期するために大蔵省は予算を借しめないで出すつもりがあるかどうか。大蔵省、来ていたら答

えていただきます。

○草野委員長 大蔵省は来ていません。

○津川委員 ではないです。

次に、登録のとき、せっかく見本を提出させるのだから、この見本の検査について全部徹底的にやってみる必要があると思うのですが、この間検査所に行つて聞いてみましたら、これは、ある程度まで、つけてきたものを、問題がなければパスさせるというふうに言っていますが、せっかくもらった見本だから徹底的に検査してみようというつもりはありますか。これは農政局長。

○中野政府委員 年間千件ほど登録申請がございす。このうちで新しいものはまず二十件ぐらゐ、あとは大体過去のものの更新でございます。これについては全部徹底的にということになります。かなり人員、予算その他の関係がございすけれども、できるだけ綿密に見るようにはしたいと思ひます。

○津川委員 登録を取り消された農薬についてですが、これは何をいっても製造を禁止しなければならぬと思ひます。登録を取り消されたのだから販売できない、だから差しかえないというのでしようが、それはなりません。昨年一年でも、東南アジア、韓国、インドネシア、タイ、台湾にだけでも、MAP、IBP、PPA・BH C、DDT、DDVH、ダイアジン、NNFA 乳剤その他マンネブなど、あわせて二十五億円近いものが輸出されております。外国への輸出全体では八十億円にもなつています。

さらに、これらの東南アジアの地域の中で、たとえばインドネシアですが、三井物産の手で一萬二千ヘクタールのトウモロコシ、東芝、石川島播磨重工業、岡田などの十社で四十三万ヘクタールの米百万トン、トウモロコシ三百万トン、住友商事による十萬ヘクタールの水田開発などが計画され、一部実施されていますが、登録取り消しを受けた農薬が、これらの地域にそのまま、登録取り消しのまま持ち込まれることはありませんか。このことを農林大臣と通産省にお尋ねいたします。

○中野政府委員 相手国におきまして、たとえいまお話ししたBHCを国内で禁止してありますれば、これは輸出が当然向こうでとめられるわけでございます。ただ、BHCは、御承知のように牛乳を通じて人体に影響があるのではないかと、このこと、国内におきましては、去年の末、製造を中止させたわけでございますが、相手国のBHCの使い方によりましては、そういうことがない場合もございますので、なおその辺は十分調査をしまして、そしてその辺の指導を十分やらなければならぬと思ひますけれども、いまお話しのように全部とめていいのかわからないことは、相手国での使われ方というものと、関連を調べてみる必要があるというふうに思ひます。

○草野委員長 津川君、大体時間ですが……。

○津川委員 もう少しで終わります。

この点で、ぜひ倉石農林大臣から、開発のときに日本の、この登録取り消されたものが持ち込まれる心配がないか、答えていただきます。

○倉石国務大臣 もう一ぺんおっしゃってください。

○津川委員 登録を取り消された農薬が、製造禁止されないで、今度の適用除外によつて輸出する農薬には適用されていせんから、東南アジアに、日本の人たちが農業開発のとき、持ち込む心配はないかということですが、

○倉石国務大臣 その点は、先ほど農政局長が答えていたとおもひます。

○津川委員 通産省からこの点答えていただきます。

○豊田説明員 農薬の輸出につきましては、現在何らの制限を加えているわけではございません。私どものほうでは、登録を取り消した、どういふ日本の農薬がこの国へのくわい出ているかというところをつまびらかにいたしていただくわけはございませんが、先ほど農政局長からの御答弁のように、相手国の立場、相手国の意向というものがございすので、その意向を尊重しまして、今後における農薬の輸出問題に対処してまいりたい。

い、かように考えている次第でございます。

○津川委員 通産省、その点を調べて、津川委員なり、この委員会に出していただきたいと思ひます。よろしいですか。

○豊田説明員 その前に、通産省側の立場を御説明いたしますと、農薬は、その品目によりましては、農薬以外の用途に使われるというケースもございすので、私どものほうで、農薬のみを取り出して、どのくらいの輸出量があるかということをとすることは不可能でございます。やはり製薬会社なり何なり、この物品は農薬であるかどうかというのを聞かなければ統計がとれないというところでございますので、この点御了承いただきたいと思ひます。

○津川委員 それでは質問を進めます。登録を取り消された農薬は回収する必要があると思います。回収しなければ、今回のBHCみたいに後々まで残つて使用されます。この回収についても気がなることがあるのです。それは、農協中央会が陳情してきたところによりますと、取り消された農薬からは許容基準の規格をはずしてくれというのです。登録を取り消された、したがって販売も使用もできなくなつた農薬から許容基準をはずさせて何しようとするのでしよう。ここにも私は、他に転用されたり輸出されることが考えられると思ひます。改正案では、この回収について規定がないのです。ぜひ回収しなければならぬ、その回収は政府の責任で、しかも政府が立ち会ふと確認する形で議しなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○中野政府委員 昨日米その問題について御答弁申し上げておりましたが、取り消された農薬について必要なものにつきましては回収の要があるものがあります。それからまた、その場で廃棄してしまつたほうがよいものもございす。いろいろございすけれども、具体的にその農薬が出てまいりました場合には、これは全国的にまだかなりの在庫がありまして、

手元にあるといった場合には、農林省が、行政責任をいまいしょうか、具体的な措置を指導する。それから一県単位のような問題になりますと、県知事をお願いして、それぞれ最も適当な方法での回収措置について指導するということに対処したい、そういうふうな考えております。

○津川委員 次は、昨日米問題になつて残存農薬研究所です。資金のことは繰返して言いませんが、これを運営するのが、農薬製造関係の人が理事長、販売に携わる人が常務理事、こういう形であります。したがって、これは、そういう販売を製薬の人に厚生省と農林省のえらい学者が入つていきます。これは、私は、初めから妥協でちやんばんだと思ひます。ここで残存農薬をきめたものを農薬研究所でやろうと思つても、これはだめです。したがって農薬の開発の研究は、農薬会社の私立のものでやつて、検定は国立でやるべきだと思ひます。七億五千万円の中で五億円を寄付に仰がないで、これはやはり国立にして、そういう形にして運営しなければ、私は、禍根を将来に残すのであります。農林大臣の意見と、これに対する財政当局の考えを聞きます。

○倉石国務大臣 先ほど来しばしばお答えいたしておる通りであります。

○草野委員長 もうしき時間ですから……。

○津川委員 もうしき時間です。質問を急ぎますが、農薬の残留許可でございますが、米について基準をつくつたのはよかつたと思ひますが、私たちが一番食べる米は、これはぜひ……。その次からだに濃縮されてくるのが動物の肉、牛乳、魚であります。これに対して許容基準量をきめる必要があると思ひますが、今度厚生省が四十八種目の食品に二十八種類の農薬をやるといふのですが、牛乳、肉、魚が入つていないのはなぜですか。これは入れる必要があると思ひますが、答弁していただきます。

○神林説明員 お答え申し上げます。

牛乳中の残留農薬に關しまして、その許容基準

は、一応本年度内に作成する予定になっております。目下動物実験を続行中でございまして、検討してまいっております。そのほかのものにつきましても順次つくつてまいります。肉は、まだ実態調査が十分終わっておりませんから、実態調査が終わつてからなつてまいりたいと思ひます。魚も同じくです。少し時間がかかると思ひますけれども、一応実態調査を、特に牛乳を本年度は中心にしてやっております。

○津川委員 最後に、農業使用者が罰せられる心配があるということです。十三条一項の規定に反した場合は六カ月以下の懲役または三万円以下の罰金に処すことあります。農業公害の被害者である農民を懲役にするというのは、私はちょっと問題があると思ひます。使用禁止された農薬が農民の手に残つてゐるのを、補償して、有償で回収してくれば農民は情報の提供や検査に應ずるでしよるが、農民に犠牲ばかりしておつて、その残留の報告を求めたり、立ち入りを求めたりしても応ぜられない場合が出てくると思ひます。もし農民を罰するとしたならば、補償の体制をつくるべきだし、補償の体制がなかったらばこの罰則ははずしてしかるべきと思ひますが、どうでございませうか。

○中野政府委員 これは十三条にございしますように、農薬の品質の保全という立場から農林大臣が、製造業者、輸入業者、販売業者あるいは防除業者その他農薬の使用業者ということで、農家だけを罰するといふふうになっておりません。やはりその農薬を使う場合に立ち入り検査等を行います場合には、これを拒んだ場合にはこれはそういう制度を担保するために罰則をかけるというのがあるという法令でございまして、われわれといひましたし、農家に罰則をかけて、こういうことまで強制しようといふつもりではありせん。むしろ最後の担保ということではありせん。むしろ最後の担保といふことでございせん。むしろ最後の担保といふことでございせん。むしろ最後の担保といふことでございせん。

○津川委員 これで終わります。

そうすると、農家に犠牲だけはしないで、罰則、懲役にするというわけですか。これはひどいじゃありませんか。懲役にするのだったら農家に犠牲をなくして補償制度をつくるべきだ。その上でなら私も納得しますが、犠牲だけして、おまけに懲役というの、これは何でございませうか。

○中野政府委員 先ほどから申し上げておりますように、農家に犠牲をして罰則をかける、そういうたてまえで今回改正したのでございせん。

○草野委員長 農用地の土壌汚染防止等に関する法律案を議題といたします。順次これを許し質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 ただいま提案になっております農用地の土壌汚染防止等に関する法律案につきまして、若干お尋ねしたいと存じます。

土壌汚染にかかわる公害問題は、古くは足尾、別子の鉱毒事件をはじめとして大きな社会問題となつてきたことは御承知のとおりであります。近年では、また土壌中に蓄積した重金属類の一種であるカドミウムが農作物を介して人の健康をそこなうおそれがあることが明らかにになり、国民の健康の保護という見地からも重金属類による土壌の汚染があらためて大きな問題となつてきたところであります。

今回、政府は、公害対策基本法を改正し、典型公害の一つとして、新たに土壌の汚染を追加するとともに、特定有害物質による土壌の汚染に対処するため、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案が提案されたわけでありますが、第一にお伺いしたいことは、農林大臣として、典型公害の一つとされる土壌の汚染にどのように対処されるおつもりであるか、大臣の基本的な考え方を伺いたいと思ひます。

○倉石国務大臣 御指摘のように、カドミウム、銅、亜鉛などの有害物質によります農用地の土壌

の汚染の実情にかんがみまして、今回、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案を提案いたしておるわけですが、工場あるいは事業場からの排水それから煙につきまして、必要に応じて規制を強化するための措置を講ずるとともに、これとの関連のもとに汚染防止のためのかんがい排水事業や汚染された農用地の改良をはかるための客土等の事業を実施する等、必要な措置を講ずることによりまして、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、あるいは農産物等の生育が阻害されることを防止いたしまして、国民の健康の保護と生活環境の保全に資するというのが、この土壌汚染に対する私どもの考えでござい

ます。

○三ツ林委員 次に、先日の提案理由の補足説明によりまして、土壌汚染の原因となる有害物質として、カドミウム、銅、亜鉛等の重金属類が考えられ、当面カドミウムを指定することとありますが、カドミウム以外の有害物質につきましては、いづれ指定することになるのか、具体的に回答をいただきたいと思ひます。また、その指定の手續はどのように行なわれるのか、これも伺いたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいまお話がございましたように、当面緊急の問題として、われわれはまずカドミウムを指定したいと考えておりますが、その次に問題になりますのは、農作物の生育障害上問題になつておる銅、亜鉛でございます。これを指定したいと考えております。銅、亜鉛につきましては、至急調査を進めまして地域指定の基準等をきめた上で早期に、なるべく早く指定をしたいと考えております。

その次に、問題になりますのは鉛と砒素でございますが、これは人の健康に関連もございしますので、食品規格との関連も予想されてまいりますので、それとの関連を考慮した上で指定いたすこと

をいたしたいと考えております。

調査をいたしました上、土壌汚染対策審議会に意見を聞きまして上で、具体的には指定をする考えでございします。

○三ツ林委員 次に、この法案では、土壌の汚染により人の健康をそこなうおそれがある農畜産物の生産を防止するほか、農作物の生育の阻害を防止することを目的として、必要な措置を講ずることとされておりますが、この法律で農作物の生育の阻害を阻害に加えた理由。またこの場合、農作物の生育が阻害されるということはどの程度を考へておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 御存じのように、土壌の中に蓄積いたしております重金属類による農産物の生育阻害は、先ほどちょっとお話のありました足尾銅山や別子銅山などの鉱毒事件のように、古くから深刻な問題となつておるわけでありまして、そこで農業の生産環境を保全する上で見のがすことのできない重要な問題でございします。今農用地土壌汚染防止法案の提出にあたりましては、直接農畜産物等を通じて人の健康をそこなうおそれがありますカドミウム等の有害物質のほかに、農産物の生育を阻害するおそれのある銅、亜鉛等もその対象として取り上げる必要がある、こういうことで今回の措置を講じようとするわけであり

ます。

○三ツ林委員 次に、法律案の第三条の規定によりまして、土壌の汚染が進んでおるところにつきましては、農用地土壌汚染対策地域として指定されることになっております。この場合、対策地域はどのような基準により指定されるのか、その考え方を伺ひたいと思ひます。

○中野政府委員 本来ならば、この法律が施行されまして、土壌の汚染の観点から基準を定めるべきだと思つておりますけれども、カドミウムにつきましては、まだその土壌と作物との関係というのが一義的に完全に解明されておるというところまで参つておりません。そこで当面は、カドミウムにつきましては、一PPM以上のカドミウムを

含んでおります。玄米が生産されると認められる地域と、それから近くもうそういう状態に達するところが明らかな地域を対策地域として指定をした、こういう考え方でやるわけでございます。

○三ツ林委員 次に、法案の第五条の規定によりますと、対策地域に指定された地域につきましては、都道府県知事が農用地土壌汚染対策計画を定めることとなっておりますが、この対策計画に基づいて実施されることとなる土壌汚染の防止及び除去のための事業の経費については、土壌汚染の原因となった事業者、国、地方公共団体、農民との間ではどのような負担割合になるのか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○倉石国務大臣 この土壌汚染をいたしました原因者があります場合には、事業費のうち、まず費用負担法によりましてその原因者の負担額を決定いたしまして、残額につきましては事業の特殊性にかんがみまして、農民にはできるだけ負担をかけないようにつとめてまいりたいと考えておりますが、事務当局から補足して御説明申し上げます。

○岩本政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたように、原因者がいる対策事業につきましては、まず費用負担法によって、原因度に応じて事業者の負担額を決定することとなります。その考え方は、事業費の総額に事業者の公害の寄与度と申しますか、原因度と申しますか、その公害の発生に寄与した割合を勘案して、それをかけまして、その額から公害の原因となる物質が蓄積された期間などの事情を勘案しまして、妥当と認める額を差し引くこととしております。原則として、原因者である企業が事業費の全額を負担するたてまえでございますけれども、長期におたつて有害物質が蓄積された場合には、その事情を勘案して、妥当な額を差し引くこととしております。その方法によって算定することが困難な場合には、客土事業その他政令で定めます事業につきまして、公害の原因となる物質が長期間蓄積されております農用地関係のものに限りまして、事業費の総額に事業者の公害の寄与度を掛け

まして、さらにその額に二分の一ないし四分の三を掛けるといふことになっております。すなわち、事業者の費用負担割合を事業費の四分の三ないし二分の一まで軽減できることにしておるわけでございます。したがって、その残額をどうするかという問題に相なるわけでございますが、こういう原因者がいる事業の特殊性性格、公害を与えたといったような性格にかんがみまして、できるだけ農民に負担をかけないという方向で、国と地方公共団体で負担をする方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○三ツ林委員 次に、排水、排出規制の問題についてお尋ねいたします。土壌の汚染源としては、水質の汚濁及び大気汚染が大部分を占めておられることとありますが、これら汚染源に対し、土壌汚染の防止の観点からの直接の規制は、水質汚濁防止法または大気汚染防止法等他の法律にゆだねるという本法律案の体系でありますので、土壌の汚染防止の目的が十分確保し得ると考えておりますかどうか、この際、関係法律の運用のしかたとあわせてそれらについて御説明をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 御指摘の問題は、今度の法律案の第七條にござりますが、われわれといたしましては、都道府県知事が対策地域を指定しましたときは、対策地域の中の農用地の土壌の汚染の程度なり、それから、この法律にもござりますが対策事業の計画というふうなものの内容を勘案いたしまして、一般的に大気汚染防止法なり水質汚濁防止法で排出基準を定めるわけでございます。普通はそれで足りるわけでございます。しかし、そういう特別な地域でござりますので、一般的にきまりましたところより排出基準では足りないといった場合には知事が必要な規制ができるという条文を置いておりますので、これによって十分だと思っております。

なお、そういうことを知事にやってもらうために、第十一條に、農林大臣が、必要なときは、関係行政機関の長にその基準を考慮してくれと

か、あるいは地方公共団体の長に對しまして早くそういう措置を講じてもらいたいという要請もできるという規定をしておりますので、他の法律のそういう基準にゆだねましても、実質的には変わりはないというふうにわれわれは考えております。

○三ツ林委員 次に、土壌汚染の防止であります。土壌汚染という事実が発生してからではもうや手おくれでありますので、その進行中に問題をとりえ、あらかじめ適切な措置を講ずることが必要であらう、このように考えますが、この法律案にも規定されております調査測定に対する考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 調査の問題につきましては、いまの御指摘のとおりでありまして、われわれといたしまして、来年度予算要求をいたしまして、まず一般的な概況調査を、この際総点検という意味でやりたいと思っております。そういう中で、土壌汚染のおそれがあると思われるところにつきましては精密な調査をするというところを考へております。その精密な調査をいたした結果、対策地域の指定なり対策計画の樹立ということをやするわけでございます。そういうことをやりましても、土壌の汚染は蓄積が問題でござりますから、排出規制がゼロにならない限り若干蓄積していきまします。そこで、対策地域につきましては、動態的な調査もあわせてやりたい、そのあたりは、この法文にもござりますように、対策計画の中で調査測定のこととあわせて計画として樹立するということとしております。

○三ツ林委員 最後に、実はこれは農林大臣にお願いしたいのですが、それは公害防止に対する農林省の姿勢のところでござります。今度の国会はいわゆる公害問題の国会で、関係法律案が十四件出て、政府の態度、姿勢が明らかにされまして、すでにもう連合審査で審査されて、本委員会でも二つの法律案をいま審議中でありますけれども、こういう法律案が出てまいりました。いずれにいたしましても、農林省としてこの公害防止に

対します今後の考え方というか、決意といひますか、そういうことを大臣にお伺いいたして質問を終わりたいと存じます。

○倉石国務大臣 先ほどもお答え申し上げたところでありまして、わが国のあらゆる方面で、経済の成長のために終戦以来日本人は一生懸命をやつてまいりました。そのために、当然顧みるべきでありました自然的に出てまいります公害等について、やはり私どもは手ばかりであつた、そういうことを全体としてみななどなたもお感じになつてきておられることであらうと思ひます。

そこで、私どもは、この日本の経済的成長は慶賀すべきではありますけれども、それよりもっと優先して環境を保全し、そして農林関係で申せば、美しい緑を保護しながら、しかもなおかつ、われわれの大事な農業を維持拡大いたしてまいり、そういうことが必要ではないかということでございます。その中で、当面、土壌の汚染防止等に関する法律案、こういうものは、いましばしば御議論のありましたように、カドミウム米その他人体に有害な重金属物質等による被害を除去することにまず力を入れなければならぬ。

もう一つは、農業の使用法によりましては、これは意外な弊害を生じますので、こういうことについて、従来ありました法律の一部改正して、現代の情勢に合うようにこれを手直しして持つてまいりたい。しかし、われわれは、人間の知識というものの進歩は際限がないのでありますから、さらにこれからどのようなものが発見されてくるかわかりませんので、引き続き抜かりなくそういうことに対処して私どもの農業の発展を一方においてははかり、安定的な農政を進めながら、一方においては公害の除去に絶え間なく力を注いでまいりたい、こういうことのために統けて努力をいたさなければならぬ、このように考えておるわけでありませう。

○三ツ林委員 ありがとうございます。

○草野委員長 長谷部七郎君。

○長谷部委員 ただいま議題になつております農

用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に對しまして、若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、本法案が決定されるまでは、各省間の調整あるいは特に財界等からの申し出があり、かなり紆余曲折を経た上で提案になつておるのうに見受けおるわけでありまして、事實、内容を見受けておるわけでありまして、案の中にもありましたが無過失賠償責任の問題あるいは特別の排水基準、排出基準等の設定等の問題が姿を消しておる。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

骨抜きになつておるといふことは否定できないだらうと思ひます。まことに遺憾にたえない次第であります。

そこで、私は大臣に承りたいのは、この土壤汚染防止法案によりまして農産物の生産の基盤である農用地の土壤の汚染が防止され、正常な農作物を供給し、国民食生活の安定と農業経営の健全な発展を期することがはたしてできるかどうか。この点についてまず大臣の所見を承りたいと思ひわけあります。

○倉石国務大臣 土壤汚染につきましては、私どもの立場は、どちらかというと被害者の立場に立つわけでありまして。一方今度は農業をやつていく方々が農業のためにお使いになる農薬がほかのものを害するといふことを考へてみると、加害者の立場に立つようであります。これは私どもの立場、つまり農業のほうはきわめてデリケートであります。私は先ほども三ツ林さんにもお答えいたしましたように、人間の知識には限界がないのであるから、この後どんなものが發明されてくるかわかりませんので、一般的な公害と称せられるものにつきましては注意をおささるゝ必要なく、われわれが考へておるような人体を害することのないように、しかも安定した農業が進められるようにするために努力を続けていかなければならぬ。したがつて私どもは現在の提案いたしております法律だけが必ずしも完べきものであるなどとは思つておりません。皆さん方の御協力を得

て、国のためにだんだんよいものにしてまいらなければならぬが、とりあえず問題になつておりますのは、農作物の中に含有いたしておるカドミウムの問題がきわめて大きくなつておるからで、そういうものをまず取り締まることを考へることが必要であると同時に、これは人体に直接加害をするものであります。さらにほかのものと、たとえば銅、亜鉛等で農作物の生産を阻害するもの、あるいは、いろいろなものも逐次対処していかなければならぬ。その他亜鉛、砒素等も同様でありますので、さらにいろいろなものについて検討を続けながら、先ほど申しましたような目的を達成するように努力をしてまいりたい、こう思つておるわけでありまして。

○長谷部委員 出された法案が必ずしも完べきなものではない、今後事態の進展に伴つてますます補強していかなければならないという立場をとらうとする考へ方については一応了承いたしますが、私はこの法案を見受けたしまして、少なくともこの会期中に私のほうから修正もしくは補強の意見を出したいと思つておるわけでありまして。そういう場合に、大臣は謙虚にこの法案の整備のために応ずる態度があるかどうか、この際承つておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 どういう修正案が出るのかかわかりませんが、何ともいまお話ししようもないのであります。どなたさまの意見でも謙虚に承るといふのが民主主義の原則だと思つております。

○長谷部委員 次に承りたいことは、この法案の第二条にまゝいりますと、本法の適用の対象は農用地に限定をしておるわけでありまして。私は、農用地に限定をしておることは少し狭いのではないかと、かように考へます。特に今日河川敷等におきましてもかなりの放牧採草地がございます。あるいは開畑等が行なわれておるわけでありまして。さらに、民有林あるいは国有林の中におきましても、いわゆる林地におきましても林牧混合方式という形でだいたい畜産が取り入れられております。

したがつて私は林地その他の土壤全般にわたつて本法の適用の対象にすべきではないか、かように考へるものでありますけれども、これに對する御見解を承りたいと思ひわけでありまして。

○倉石国務大臣 農用地の土壤の汚染防止等に関するたゞいま御提案申し上げております法案は、現実の問題となつております。農産物の生産を阻害する農畜産物の汚染、それから農産物の生育障害に對処することといたしておるのとは先ほど私がお答え申し上げたとおりでありまして、お話のようにその他のものについては、たとえば宅地であるとか、公園であるとか、林野であるとかといふふうなものについては、その汚染による被害の実情の有無等について今後とも十分調査をいたしまして、そういうものに対処してまいりたいといふことを、先ほど申し上げましたりしてございまして。

○長谷部委員 林野庁長官に承りたいと思ひます。林野庁の指導方針として、国有林内におきましても林牧混合方式による指導がだいたい主張され、今日モデル的に実施を試みておるところもあるわけでありまして。さらにその結果、われわれの地方におきましても民有林地内において林牧混合による畜産経営といふものがかなり普及してきております。したがつて私はぜひともこの際、林地もこの土壤汚染防止の対象に加へるべきではないか、かような見解を持つものであります。林野庁長官の見解をひとつ承りたい。

○松本政府委員 林地の場合には農地と違ひまして、散布される薬剤が毎年連綿的に投与されることとはございせん。何十年に一三回の程度でございまして。また牧場に近ところ、造林地内で実験的に牧場をやつておられますが、そういうところには散布をしない、使わないといふこととございまして。またいままでの例から見まして林業においては有害な林産物が生産されたこと、また生育が阻害された例もございせん。今後ともそういう被害をわれわれの実態から見まして、なお念のため阻害は考へられないと思ひますが、なお念のため今後とも十分に調査をして検討をしてまいりたいと思ひます。

いい、このように存じます。

○長谷部委員 われわれの地方では現在森林組合等の経営によるところの育苗施設、苗圃、苗畑ですね、あるいは農家の苗畑あるいは官林署等における苗畑事業もかなり広範に行なわれておるわけでありまして。こういったいわゆる林地におきましても、農業その他重金属による汚染といふものはあるわけでありまして。したがつて私はそういう見地から申し上げても、この際林地を本法の対象地に加へるべきではないかといふ考へを持つものであります。重ねてお尋ねをいたしたい、こう思ひます。

○中野政府委員 ただいま林地と申されましたが、林業の苗畑あるいは苗木等、このごろツツジその他を育てまして公園に持つていくといふようなものもございまして。これは肥培管理をやつておられますので、この法律の適用上は農用地として扱ひましてこの法律を適用いたしたいと考へております。

○長谷部委員 農用地の範囲の中に考へておる、こういうことであらば私は了解をいたします。さらに一歩進めて、林牧混合によつて造林地内においていわゆる牧草等をまいておるわけでありまして。したがつて、そういうところはかなり薬剤を、あるいはそういう地区内においても重金属等による汚染がたとえば鉱山の周辺等においてはかなり見受けられるわけでありまして、そういう場合もこれは考へる余地はございせんかどうか、この点承りたいと思ひます。

○中野政府委員 この法律にもございまして、農作物等の定義は「農作物及び農作物以外の飼料用植物」と書いてございまして。そこで、肥培管理をいたしますような採草地その他につきましてはこれに含まれるといふふうにお考へいただきたいと思ひます。

○長谷部委員 そうしますと、主たる地目が造林地であつてその中に牧草をまいておるといふ地域についてもこれは考へるといふぐあいに解釈してもよろしうございせんか。

てこの法に定められているような知事の勧告等で成果があがるものかどうか。この点非常に疑問にたえません。なお、もし勧告に従った場合でも、これは明らかに現在の価格あるいは流通機構

○長谷部委員 先ほどの大臣の御答弁によります

ると、農民の負担を極力軽減をする中で本事業を推進してまいりたい、こういう御趣旨の御発言があったようでありまして、特に普通の土地改良事業と違ひまして、長年公害のために低い収量に泣かされてきた、経済的にも非常に圧迫を受けてきた、犠牲にされてきた、こういう方々が非常に多いだけに、私はこの際、農民の負担を極力減らして、全然なような形で本事業を進めていただくように、特にこの際、大臣から御配慮をお願いしたい、こう思うわけでありまして、あらためて御見解を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 先ほど申し上げましたように、極力努力いたすつもりであります。

○長谷部委員 次に御尋ねいたしたい点は、この法律の第十一条にまいりますと、特に必要がある場合はその防止のための必要な措置をとるべきことを関係団体、関係機関の長に要請するものとする、こういう規定になっております。私はこの点についてひとつ承っておきたいと思ひますのは、関係機関の長に必要な措置を要請する、必要な措置について具体的な例をひとつこの際御紹介をいたしたいと思ひます。

○中野政府委員 大気汚染防止法によりまして、水質汚濁の防止法によりまして、いずれもこれは一般基準は政令なりあるいは通産、厚生両省令で全国的な排出基準が今度定められることになりました。それで足りない場合は知事が条例でそれよりきびしい基準を定めるといふことは、両方の法律でできまっております。そういうことを今回この法律では第七条で、土壌のことを考えた上できびしい基準を定めるように、あるいは一ぺんきめました基準を変更するように、知事はそういう措置をとるものとするといふことが書いてございます。これで大体知事は当然やることになるわけでございますが、なお農林大臣といたしましては、そういうことを知事にやってもらいたいといふことを要請するわけでございますから、端的に申し上げますと、その土壌汚染防止のための対策地域についての排出基準を土壌の観点から見まし

て、もう少しきびしくしてほしいというような要請が中心になろうかと思ひます。

○長谷部委員 いま承ったところによりまして、必要な措置を要請するその内容は、特別の排出基準あるいは排水基準を設けてもらいたい、こういうことが中心だろうというお話でございますが、この際私は、いわゆる事業者に対して改善命令であるとか、あるいは操業の停止の問題であるとか、あるいは排出の施設をする場合の届け出許可制であるとか、あるいは変更命令であるとか、こういうところまで考えていくべきではないか、こう思うわけでありまして、この点はいかがでしようか。

○中野政府委員 私、先ほど排出基準を要請するのを中心として申し上げましたが、いま先生おっしゃいました、両方の法律に基づきます改善命令その他の措置を当然知事がとれるはずでございますけれども、なお農林大臣からもそういうことも当然要請できるわけでございます。

○長谷部委員 最後にもう一つ、第七条に関連いたしますけれども、伝えられるところによりまして、農林省の当初つくられた本法の基本要綱案には、いわゆる必要ある場合は、水質汚濁防止法であるとかあるいは大気汚染防止法による一般的な排出、排水基準では防止ができないというぐあいには都道府県知事が認めた場合は、特別の排出基準あるいは排水基準というものを定めることができる、こういうぐあいにうたわれておったようでございます。ところがそれが、先ほど申し上げましたように、農林大臣が関係機関の長に対して要請をする、実はこういうぐあいに弱められているわけでありまして。

それからいま一つ、当初の要綱案には、これは新聞等にも出ておりましたが、無過失賠償責任の条項につきましても明文化されておったように、私は新聞を拝見しておるわけでありまして、

ところが、今回出てまいりましたものを見ますと、この二つとも姿を消しているわけでありまして、私はほんとうに、この法案が地方公共団体の

長に対して大幅な権限をゆだねる、あるいは無過失賠償の關係につきましても期待しておったわけでございます。しかるにその二つがなくなつてきておる。いろいろこの理由等を尋ねてみますと、これはいづれも、公害対策本部の、いわゆる総理府の調整事項として除かれた、こういうぐあいに話が流布されておるわけでありまして。いわゆる無過失賠償責任の問題と特別基準の設定については統一に取り扱うということを取り除かれた、こういうぐあいにいわれておるわけでありまして。しかも、そういうことで取り除かれて、では、はたして統一法案の中に、公害対策基本法の中に出てきておるかというところでもない。どうもこれらを考えますと、これは財界等から意見書、建議案というものも出ておるといふように聞いております。そういうことで、いわれておるように、いわゆる財界等の圧力に屈してこれを取り除いた、こういうぐあいにしか解釈できないわけでありまして。そしてこの法案が大幅に後退したものとなつてしまつたわけでありまして、この点について大臣の見解を承っておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 公害に関する無過失賠償責任、これは、御存じのように、今度法律を十四も出しておるわけでありまして、それぞれの法律によつていふいろいろな法律上の問題が生じてまいります。相手が事業の経営者であらうと農業者であらうと、あるいは職場の勤務員であらうと、民法上の無過失賠償の責任を負わせるというふうなことにしては、基本的な権利の問題でありますので、何人も慎重にならざるを得ないのであります。したがつて、公害の問題を考えましたときに、ばらばらな行政のないようにということをおもひながらまして政府に公害対策本部ができただけでありますので、こういう法律上の問題はもろろんのこと、技術上の問題も各省ばらばらにいろいろなことを言わずに、すべて対策本部に持ち寄つて政府としての統一見解を進むべきである。したがつて、公害に關して一つの省を設けろというお説も一部に出ておりましたが、ああいう

お考えもやはりそういうところにあるのだらうと思ふのであります。そういう立場で政府の中に公害対策本部をつくつたのでありますから、そういう人の基本的な権利に關するやうな問題について、これはやはり政府として統一した見解をもつて臨むべきである、こういうことで、一般論として、個々別々な法律にどういふふうにするか、あるいは一本の法律の中で書くかといふようなことについて、なお十分検討をする必要がある、こういうことでございまして、いま何か財界からどうとかこうとかという、御発言は自由でありますけれども、私どもにとりましてはたいへん意外なことでありまして、私も農林省はどこからもまだそういうことについてお話を受けたことはありません。ただわれわれを取り巻く技術者、経営者、農業者等からそれぞれの立場でいろいろな御注意をいただいておりますのはたくさんありますけれども、圧力というふうなものはいわれれば受けたこともありませんし、何のことやら一向判断ができないわけでありまして。

○長谷部委員 いま大臣は総理大臣のやうなことを御答弁しておられますが、当初この要綱がつくられた場合は、明らかにこの特別基準の設定の問題と無過失責任の条項が農林省の事務当局の案の中には明文化されておる。そしてその後及んで財界のほうからこの農林省がつくつた要綱案の基準の設定に対して、こういう意味の意見書がきておる。御紹介を申し上げますと、「カドミウム等の有害物質によつて土壌が汚染される場合、場所によつては長期にわたり蓄積されているので、きびしい規制が実施されると、企業経営が不可能になる。従つて、カドミウムなどの有害性や、人体、農作物などへの影響の科学的究明が不十分な現状では、予防的排出規制は時期尚早である。とりあえず汚染米地域の処理、改良などの立法措置を行なうだけが適当である。」こういう意味の意見書が農林省に出されておる、こういうぐあいに私も承つておるわけでありまして。私はいま出てきた法案を拝見いたしますと、まさにこの意見書の線

に沿うた形で出ているのではないか、こういうぐあいに考えざるを得ないのであります。いかに財界の圧力がなかった、そんなことは知らぬ存ぜぬと抗弁しようとも、出てきた法案はこの線に沿うたものである、こういうざるを得ないのであります。カドミウム PPM の米ができた地域だけにいま限定をして、これもちゃんと書いてあります。科学的究明が不十分な鉛や亜鉛や銅等については、いわゆる予防的排出規制は時期尚早である、こういうこともいわれているわけであり、私は、これでは国民の期待にこたえる真の土壌汚染防止法にはなり得ないのではないか、こういうぐあいに考えるわけであり、大臣のところには直接行かなかつたかも知れませんが、しかし、こういう申し入れが農林省に出されておることだけは、この際につきり言えるのではないか、こう思うのであります、この点ひとつあらためて大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 私のところへは毎日のように陳情書みたいなものはたくさんまいります。それを圧力だといへば圧力かも知れませんが、農業団体などはかなり来ます。それは圧力ではなくて希望、陳情書でしよう。そういうものは私が見ておりました、いままさきお話のありました無過失賠償責任について、私も政府内部において主張いたして、だかから慎重に検討して、そういう人間の基本的な権利に関する問題は軽率に扱うべきではない、それから品目によつてもいふ無過失賠償責任を課せられるものとならないものとありましよう。そういうことは慎重にやるべきである。これは公害対策本部というものがせつ々あるんだから、そこでさらに法律的に検討して、別々の法律に採用する必要があるればそれもよからうし、一括してかぶせることがいい、そういうことが可能であるというならばそれもよからう。対策本部で態度をきめるべきである。それからまた、いまとりあえずカドミウムをやりました、あと

銅、鉛等についてはその次までに検討して政令に入れるということ、しばしばここで事務当局もお答えいたしておるわけでありまして、それ以外に何ら関係はないわけであり、既定の方針に従つてできるだけ完ぺきを期してまいりたい、こう思つておるわけであり、

○長谷部委員 以上で質問を終わります。

○三ツ林委員 長代理 鶴岡洋君。

○鶴岡委員 私は、ただいま議題となつております農用地の土壌汚染防止等に関する法律案について若干の質問をいたします。

前に質問された委員と重複するところがあると思ひますが、了承していただきたいと思ひます。法律案の内容については、ただいま長谷部委員から話のあつたように、最初出た原案要綱から非常に後退している。私もこの法律案を見て多々感ずるところがあるわけ、法案の内容に従つて順次質問をしてまいります。

まず最初に、先ほど出ましたが、第一条の「目的」の中に「農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずること」と云々とあります。本法案が農用地の土壌と限定されているが、その根拠はどこにあるのか。群馬県や安中の工場周辺を見てもおわかりのとおり、林野や自然植物がその吐き出される煙の害を受け、もうまざる坊主になつてゐるというのが現状であります。土壌汚染の対象にこれら林地が入つていないが、これは当然入れるべきだ、このようにも私思ふのですが、この点いかがでしようか。

○倉石国務大臣 先ほどお答えいたしましたとおりであります。これはとりあえずは、いまカドミウムの問題が緊急を要しますし、農用地の関係を処理しなければならぬので農用地に限つたわけであり、さらにこれから継続して研究をいたしまして、先ほどお答えいたしましたように林地あるいは公園その他の地域にも、そういうふうにする条件が整うということであり、私どもはそういうものを続けて検討いたして

まいりたい、こう思つております。

○鶴岡委員 もう一つ、第一条の「目的」の中で「農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずる」とありますが、この「農用地の利用の合理化を図るために必要な措置」の意味を教えてくださいたいのです。

○中野政府委員 この計画を立てます地域によりまして、いろいろ地域の実情が違います。そこで、たとえば、たとえば米ばかりつくつておるといふことになり、当面、計画の中にあります。その場合には非食物性の植物を植えるとかあるいは極端に汚染されている場合で、農用地として使ふよりはむしろ他用途に転用したほうがいい、いろいろな問題がござります。そこで、どういふふうにするか、その地域の実情に応じて合理的に判断をするという意味で「農用地の利用の合理化」ということを「目的」にうたつたわけであり

○鶴岡委員 前回の国会の農地法改正のときに、農地の合理化といふことがやはり出てきました。その際には、政府の答弁からいいますと、この農地の利用の合理化の意味は、おもに市街化、工場化、それから住宅化といふことに重点が置かれていたように私、記憶しております。そうすると、本法案のいま言つた「農用地の利用の合理化を図る」とこのことが出てくる以上、やはり同じような解釈として、まだ農業をやつていきたい、そういう人にも農業をやめさせることに主体が置かれるのではないか、このように思ふわけ、極端に言えば廃村といふことも考えられないでもないわけ、この点、いかがでしようか。

○中野政府委員 それは極端なお話でございまして、われわれとしましては、地元の意向を聞いた上でこの計画を立てなければなりません。そこで、県知事も市町村長の意見を聞いて、と立てております。その地元の農家が非農地に転換することを望まないのに、そういう計画を立てるわけには

いきません。それからまた、先ほど農地法にもお触れになりましたが、農地法の合理化の問題にいたしましても、いま鶴岡先生お話のように、非農地にするのを目的としてということを書いてなかつたはずでございまして、またそういう御答弁もしたわけではないといふふうに記憶しておりますが、われわれとしましては、やはり地元の意向を聞きながら、できればものとおりにしてあげたい。しかし、そういう土地がなかなかそうなりにくいものは、もう少ししかの使ひ道はないだろう、こういうことを考えた上で最も合理的な計画を立てるといふふうに考えております。

○鶴岡委員 それでは、農民のためをということで善意に解釈しておきますけれども、この「農用地の利用の合理化」という文章ですが、これは原案にはなかつた。それがここに出てきた。この経過についてはどうでしようか。

○中野政府委員 先ほどからたびたび原案というお話が出るので、われわれは非常に困つておるのでござい、法律の立案をいたしますときはいろいろな案を何回にもわたつて書くわけでございます。いまの先生のお話はその原案であつたか、私もよく承知しないのでござい、その辺はでき上がったものについての御議論をいたしたければ、われわれ事務局といたしましては、この法律をつくるのに苦心をしまして第何次案もつくつております。その途中のものとは比べられてこれがどうだと言われまして、非常に困るわけでございます。

なお、私もいまだの原案であるか持つておりませんので、ちよつといふ調べてみますけれども、その辺御了承いただきたいと思ひます。○鶴岡委員 原案という話でござい、それはもちろん過程を経て法律案をつくるわけですが、間違ひなく、たしか十一月の十三日ごろだつたと思つたのですが、それには載つてなかつたように私記憶しております。もしそれがよければ、原案のとおりには入れざるべきではないか、このように思ふわけ、

それはそれとして次に大臣にお伺いしたいのですが、目的の最後のほうですが、「もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする」というところがあります。これもこの「生活環境の保全」というところが変わっているわけですね。最初が農作物の生育環境の保全、こういうふうになつておつたわけですね。これが「生活環境の保全に資する」、このように変わっているわけですね。

これも勘ぐれば、前のは農林省のたてまえであるという立場で入れたのではないかと。生活環境の保全」といへば、農業者も拡大解釈すれば当然含まれるわけですね。これが変わったその理由、生活環境の保全」というのはどうなのか。

○倉石国務大臣 私が見ました原案は、いま出しているのが原案でありまして、その前のものは読んでいただくとあります。先ほど来、お話しがございしますが、これはやはりそういう重金属類等の毒物を除去したり、それから生産を阻害するようなその他のものを排除することによって、農業経営を安定して、しかも農村の生活環境の保全に資することを目的とする、これは農村ばかりではありませんが、そういうことのために必要なことではないか、こういうことで、土壌汚染を防止することに国は力を入れるべきである、このように考えておるわけでありまして。

○鶴岡委員 私が言いたいのは、法案の名前からいっても、農用地の土壌汚染防止除去のための法律となつていくわけですから、これは明らかに考へ方が農業者サイドから少しずれているのではないかと、このように思ふわけですね。

そこで、それならばこの目的の中の最後のほうに、この最終的に出てきたものは、「もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全」、こうありますけれども、この「もつて」の下に、農業者経営の安定とか確立とか、このように入れたらどうだ、このように私は思ふのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○中野政府委員 ここに「生活環境の保全」と書きましたのには、公害基本法の中に生活環境とは「動植物及びその生育環境を含む」とはつきり書いてございまして。したがって、法文の整理として、そういう「生活環境の保全」ということを最終的に政府原案としてきめたわけでございます。何ら差異はございません。

それからいまの入れたらどうかというお話につきましては、承つておきたいと思ひます。

○鶴岡委員 「生活環境の保全」ということは、すけれども、これを生態学からいへば、やはり当然林地が入ると思ひます。そうすれば、先ほど言つたように、林地もこの文章からいへば、農用地ではなくて、農林用地、このようにすべきであると思ひますけれども、この生態学から考えた点についてどういふように考えられるか。

○中野政府委員 先ほどから大臣がたびたび御答弁になつておられますように、これは農用地という土壌を通じて、人畜なり、あるいは農産物の生育障害になるといふものを今回取り上げたわけでございます。林地につきましては、これはしばしば申し上げておりますように、まだ林地の汚染、それから農産物の汚染といふのはどの程度どうなつていくか、その対策をどうするかということも、まだ明らかではありません。したがって、大臣が申されましたように、今後調査研究を進めた上で入れるということでございます。今回の法案は、いま申し上げましたように、農用地に限定したわけでございます。

○鶴岡委員 じゃ次に移りますが、第二条の三項のところですが、ここに「特定有害物質」とありますが、この「特定有害物質」の具体的なものはどんなものか。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、カドミウム、銅、亜鉛、鉛、砒素といふふうに入れられは考へております。

○鶴岡委員 そこで農用地の土壌を汚染する特定有害物質としては、政令で定められることになつてはいるが、いまお話をあつたように、カドミウ

ム、銅、亜鉛等の重金属ということですが、このうちカドミウムは農産物を媒体として人の健康に、また銅及び亜鉛は農作物の生育に悪影響を及ぼすといわれています。したがって政令で定める場合、第一に人の健康上問題となるカドミウムを指摘し、次いで銅、亜鉛、こういうことにするつもりですが、そこでカドミウム以外の有害物質については、早急に結論を得るよう措置すべきであらうかと思ひます。この点については先ほど農林大臣は至急に検討する、局長は一、二年で定める、こういうふうにおっしゃつたやうですけれども、現在銅の被害についても、亜鉛の被害についても御存じのように各地においていわゆる農作物の被害が相当あるわけですね。こういう点から考えて一、二年といふまでも、もう一度私のほうから要望いたします。努力していただきたい、このようにお願いしたいわけですが、この点についてもう一度お願いします。

○中野政府委員 見通しを先ほど申し上げたわけでございますが、われわれのほうといたしましては調査データその他の準備が整い次第でできるだけ早くやりたいと考えております。

○鶴岡委員 この特定有害物質であります、これもまた前の要綱に関連してくるわけですね。特定有害物質とは工場または事業場から農業用水路等に排出される水または大気に排出されるばい煙に含まれるカドミウム等々となつておつたわけですね。この等といへば銅、亜鉛が当然入る、このやうなお話でもありました。農作物等の生育が阻害されるおそれは十分に銅にもあるわけですね。それにもかからずカドミウムといふことから始まるということになつてしまつたわけですが、この銅を抜いた場合にどこにメリットがあるのか、その点だけお伺いしたいと思ひます。

○中野政府委員 非公式に御説明申し上げますのは、大綱とか要綱とか書いてあつたはずでございます。そこで政令で定めるべきものも、こういうものはということで例示で書いたのではないかとと思ひますが、われわれ今度の法律でちゃんと

政令で指定することにしたと思います。何ら運用としては変わらないつもりでございます。

○鶴岡委員 次に第三条に入りますが、農用地の土壌汚染対策地域の指定については都道府県知事がすることになつております。これも農林大臣であつたやうでありますけれども、都道府県知事は国からの機関委任された知事であるわけですね。この責任は当然落しにくい、このように考えられるわけですね。これは国の逃げ腰、うしろ向きの体勢ではないか、このようにも考えるわけですね。これは財政上の問題もあるでしょうけれども、先ほど大臣は、農林省は被害者側であり、また加害者側である、このやうなお話もございましたけれども、この被害者側といふのは私よくわからないのですが、そういう観点からすると、やはり財政当局の圧力といふことが、それでこうなつたのではないかと、このように思ふわけですね。この点いかがでしょうか。

○中野政府委員 地域指定の考へ方はいろいろ考へ方がありかと思ひますが、先ほど先生おっしゃいましたように、これは機関委任としてしまつての都道府県知事をお願いをするということでございます。その指定のしかたの基準は政令で要件をきめますから、農林大臣がやりましようとする都道府県知事がやりましようとする、それは同様でございます。われわれ前のいろいろな原案を考えました際にも、小さな地域は知事に委任をしまして指定をさせるつもりでございましたから、考へ方は変わつておりません。

○鶴岡委員 これも先ほど出た問題でたいへん恐縮ですけれども、第三条の汚染対策地域の指定のところですが、この要件は四つあげられると思ひます。「種類及び量」、それからその次の行へ来て「人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され」、その次の行へ来て「農作物等の生育が阻害される」と認められるもの、これが出ておりますけれども、抽象的でわからないわけですね。具体的基準はどうなのか。特に種類と量ということ

についてお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 カドミウムに例をとって申し上げますと、たとえば米に一PPM以上のカドミウムが入っている場合、これが人の健康をそこなうおそれがあるということでございますので、この条文の「農作物等に含まれる特定有害物質の種類」といいますとカドミウム、「及び量」といいますと、これは米に一PPMのカドミウム、こう読むわけでありまして、米に一PPMカドミウムの含まれておる土壌にはカドミウムがどのくらい含まれておるかというの、その前の「農用地の土壌」というふうに書いてありますが、それに含まれる特定有害物質の種類及び量というふうに読んでいただきますれば、たとえば米に一PPMカドミウムが入っている場合は土壌に十PPM入っている、こういうふうに関連を讀んでいただければよろしいかと思ひます。それから「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、」と申しますのは、カドミウムにつきましても、ただいま申し上げましたように、米につきましても一PPM以上のカドミウムを含むもの、こういうふうにお読みいただければよろしいわけでございます。それから生育障害の問題につきましても、先ほどから申し上げておりますように、農林省として資料を詰めました上でそういう具体的な考え方を出すわけでございます。それから「又はそれらのおそれが著しい」というのは、先ほど申し上げたと思いますが、いまの米に一PPM含まれておる土壌というふうなもの、それに近づくおそれがある、近づくことが明らかな地域、こういうふうにお読みいただければ、大体おわかりいただけるのではないかと思います。

○鶴岡委員 それでは、土壌の汚染と生産された農作物の汚染との関係、これはやはり問題になつてくると思うのです。これは種々雑多だと思ひますけれども、その関係を調べる研究はいま農林省としてどの程度進んでいるのか、進める用意があるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○川井説明員 どちらのカドミウムとお米のカドミ

ウムとの関係でございますが、これにつきまして は従来の全国的調査のデータから現在検討いた してまいります。土壌中のカドミウムの蓄積がふえ てまいりますと作物中のカドミウムの含量が高く なつてくるという関係につきましても、これまでの 調査でかなりの程度認められております。しか し、地域が異なつてくると土壌の条件といいま すか、性格が異なつてくるとこのために、土 壌中のカドミウムと米の中のカドミウムとの相 関——相関はあるわけでありましても、その 相関の程度と申しますか、そういうものが地域の 特性を反映してあらわれ方が異なつてくるとい うような事実がつかまえておられます。

○鶴岡委員 そうすると、カドミウムと米、それ から銅と野菜、こういう関係が出てくると思うの ですが、いろいろな関係性を考えていまから各品 目にやるつもりなのか、それともある程度の品 目に押えてそれで終わりにするのか、その辺はど うなんでしょうか。

○中野政府委員 人の健康との関連におきまして は、食品衛生法の七条に基づきまして、人の健康 を阻害するといひましようか、そこなうおそれ あるものについて、厚生大臣が食品の成分の規格 を定めます。それが定められますに依りましてわ れわれは考えていかなければならないというふう に考えております。

○鶴岡委員 前の質問の、この種類と量等につい ての基準でございしますが、この点について、公害 対策基本法で定める土壌に関する環境基準との関 係はどうなりますか。

○中野政府委員 先ほど技術会議の参事官のほう からお話がありましたとおりでありまして、土 壌という観点から環境基準を定めるには、まだ若 干の研究を要します。そこで、いつきめられるか ということはまだ的確に申し上げられないわけ でございします。したがいまして、この環境基準がど ういうふうにきめられるかということと指定地域 との関係ということになつてまいりますが、環境 基準の水準と申しましようか、環境基準の水準的

なもの、これと地域指定との関係がどうなるかと いうことにつきましては、具体的に環境基準が明 確になつた際明らかにするといふふうに御了解願 いたいと思ひます。

○鶴岡委員 次に、この汚染対策地域は、現在法 律がまだできていないわけですが、できた場合に どを予定しているのか。たぶん要観察地域を中 心とすると思ひますけれども、この法律でどう対 処していくのか、この点をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 いまお話しのように、やはり一 番問題になつております要観察地域が当面の対象 になるかと思ひます。

○鶴岡委員 いままで新聞を見るとたくさん汚 染された地域がありますが、この中で、ことしに 入つて四月から十月までの新聞を見ただけでも、 黒部のカドミウム最高五三・二PPM、それから 群馬の安中二〇PPM、それから佐賀のノリ、そ れから多摩水系カドミウム一四PPM、それから 山口県の下関土壌汚染カドミウム六・六一PP M、それから福岡の豊後町水田の土壌汚染カドミ ウム五三・九四、それから最近になって東京の府 中一三・八、それから昭島、立川一・九五、こ ういうふうになくさんのものがまだまだあるわけ ですけども、この点についてはどういうふうにし ていくのか、その点をお伺いします。

○中野政府委員 農林省のほうでも、予算要求を いたしまして調査を緊急に進めておりますので、 そういふ点が明確になれば、明確になつた際に逐 次指定をしていくということになると考えており ます。

○鶴岡委員 この対策計画に入りますが、この設 定の場合に県にその対策地域が指定されるわけ ですけども、たとえば県外にこの対策計画がまた がる場合もあるのではないかと。特に河川等は県境 になつて例が非常に多いわけですが、この点に ついてどういうふうな調整し、対策計画を立てて いくのか、この点をお伺いしたいと思います。

○中野政府委員 この法律では、都道府県知事に

地域指定をやらせるということにしてあるわけ で ございます。大体普通の場合は一県内の問題とし て片づくかと思ひます。また将来のことでもわか りませんが、もし二県以上またがるとなると、こゝ までしては当然農林大臣としては両県知事に対し まして、同時にそういうことをやるようにという ことは要請するわけでございますし、またそうい う指導もしなければならぬと思つております。

○鶴岡委員 それでは端的にお伺いしますけれ ども、対策計画の省令の考え方、この点について お伺いします。

○中野政府委員 これはこの計画を立てる手続的 なことを省令で定めたいということをお考へてお るわけでございます。

○鶴岡委員 それでは次に第五条の二項の二号、 イロハとありますけれども、この点について少し お伺いします。最初は「土壌の特定有害物質によ る汚染を防止するためのかんがい排水施設その他 の施設の新設、管理又は変更」等がありますけれ ども、この新設等について具体的内容、程度は どうするか、この点をお伺いします。

○岩本政府委員 農用地の汚染を防止するため に農用地にかかる水の水源を転換するために頭首 工や排水路のつけかえをすることあるいは集水暗 渠を設ける等の事業を第一に考えております。ま た、現在のかんがい排水施設はかんがい用と排水 用と未分離のものが多くございしますが、用 水と排水とを分離して悪水が入らないようにする ことも必要でございますので、そういう用水分離 の施設を設けることも頭に置いております。さら に沈砂池、中和施設あるいは毒源の物質を処理す る施設を新設、改修することも考えておりまし て、さらにそういう施設の維持管理の面につきま しても土壌汚染の防止に關係するものは含めて考 へたいと思つております。

○鶴岡委員 農用地の対策地域内にある農用地に かかる事業でありますけれども、この事業の実施 主体はどなたのかという点で三つお聞きします。 第一点は、これを県営事業または市町村営事業

とするのか、その辺がはっきりこの法案にはない
ように見えます。これが一点。

それから二番目は事業の実施方法ですが、従来
ある土地改良法、災害復旧法等を取り入れてやる
のか。もし土地改良法でやるのであれば、これは現
在は申請主義ということになっておるわけですが、
したがって、組織として組合、改良区等を組織す
るのかどうか。これが第二点。

第三番目は、この事業にあたって費用負担の問
題でございますが、連合審査のとき山中総務長官
は農民に負担をなるべくかけないようにする。も
ちろん原因が企業者であるということがはつきり
すれば問題はありませんが、県営事業とな
ると農家に多少なりとも負担率からいって負担が
かかってくるのではないかと、このように思うわけ
であります。この辺についてお伺いしたいと思いま
す。

○岩本政府委員 御質問の第一点の事業主体の問
題でございますが、この対策計画に基づきます農
用地の汚染の防止と申しますか、改良の事業は、
土地改良法に基づいて実施することに相なりま
すので、事業主体としては国、県、市町村土地改
良区が考えられるわけでございますが、この事業
の性格にかんがみまして、農民のために非常に重
要な事業であるという見地から、現在では県営の
事業として実施してはどうかということでも考
えております。

それから事業の実施方法でございますが、先
ほど申し上げましたように土地改良法に基づく諸手
続を踏んでやるつもりでございます。この土壌汚
染防止法の対策計画は一つのマスタープランでござ
います。具体的に事業を実施いたします場合は
土地改良法に基づいてその諸手続を踏まえて
事業を実施することになりますから、当然申請主
義ということに相なりかと思えます。したがって、
県営事業でやるつもりでございますが、
この申請主義を適用して事業を進めるつもりで
おります。

さらに費用の負担につきましては、すでに連合

審査会で御答弁がされておりますし、本日も三ツ
林委員の御質問に答えたところでございますが、
原因者のほつきりしてありますものにつきま
しては、費用負担法の手続によりまして、まずこの原
因者の費用をはつきりさせ負担をさせる。残額に
ついてはできるだけ農民の負担にならないように
処置をしたいと考えておりますが、原因者がはつき
りしない場合もござります。この場合には一般
の土地改良事業に準じて考えていくことに相なる
わけでございますが、御質問のようにその原因の
重要性等考慮しまして、また農民が困っておる
という立場も考慮しまして前向きに検討してまい
りたいと考えております。

○鶴岡委員 いまも出てきましたけれども、これ
は先ほど長谷部委員が質問したとおり原因不明で
あり、しかも広い範囲、先ほどの例に申ししま
したけれども、多摩の昭島等を考えてみますと、あれ
は原因不明であり範囲が非常に広いわけですが、こ
の点について広範囲の場合は国営事業でやるべき
ではないか、このように私も思うのですけれど
も、いかがでしょうか。

○岩本政府委員 原因不明ということではなし
に、原因者がだれかわからないということでもござ
います。特定有害物質によつて汚染されておる
という原因と結果がはつきりしたものが、この土
壌汚染防止法の対策計画の内容になるわけであり
ますから、そうむやみに広くなることはないと思
えますが、この対策計画に載りましたものにつ
きましては、法律の定めるところによつて処置を
し、また農民の立場も配慮しましてこれを運用し
てまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡委員 次に「農用地の土壌の特定有害物質
による汚染を除去するための客土その他の事業」
と云うふうな記載されているわけですが、この客土
はどの程度のものか、一応の基準はあるのかどう
か。費用の面等から考えると、客土というのは非
常に費用がかかるものとなっております。土地改
良にしても少ないところで一反三十万から四十
万、これは一番少ないところですけれども、その

程度の費用がかかるわけです。そういうことから
踏まえて、この客土の規模はどうするのか、こ
の点をお伺いしたいと思えます。

○岩本政府委員 客土等とございますが、客土で
はなく、むしろ有害な土壌を外へ排出する排土
も必要であらうかと思えます。また御質問のよう
に客土にはたいへん経費がかかりますので、被害
がそれほどでないという場合には客土でなしに土
壌改良剤の投入とかあるいは深耕、天地返し等
で済む場合もあります。したがって、この客土
を一体どの程度やるのかという御質問でございま
すが、それは現地の被害の実情あるいは土壌の条
件また土取り場の遠近等経費のかかりぐあい等を
見まして、費用等効果と経済というものを考
えてやらなければならぬもので、いまここで抽象的
にどの程度やたらいいいということは申し上げに
くいわけでございますが、今後実施されます土壌
の汚染に関する調査の結果を踏まえて合理的
に判断をしてまいりたいと考えております。

○鶴岡委員 「その他の事業」というのはこれは
何ですか。

○岩本政府委員 例をあげて申しますと、代替農
用地の造成の事業等も考え得ると思えます。汚染
された農用地を放棄をしまして別に新しい農地を
つくってやるというたようなこともその他の事業
として考え得ると思えます。

○鶴岡委員 次は地目交換ですが、都道府県知事
が汚染の程度によって農業の用に供するものとま
た著しく汚染しているものは農用地の利用の合理
化をはかるための地目交換その他の事業に利用す
るものと区分されるようでありすけれども、
この「地目交換その他の事業」とは具体的にどん
なものを考えているのか。林地、樹林地等に利用
するために行なう場合の地目交換の施策、どうな
のか。植木とか庭木それからお茶の畑、いろいろ
考えられますけれども、これに対して近代化資金
等また改良資金等が考えられると思えますけれど
も、この助成対策についてお伺いしたいと思いま
す。

○中野政府委員 地目交換でございますからいろ
いろのことが考えられるわけでございますが、宅
地に変える場合それからいまおっしゃいました林
地に変える場合それから他の畑に変える場合等
ございます。それぞれに際しまして近代化資金の
活用も可能でございますし、公庫の標準融資も可
能である場合があるわけでございます。

○鶴岡委員 次は、第五條の第三項でございま
すが、これは三行になっております。この最後の「必
要かつ適切と認められるものでなければなら
ない。」という規定になっておりますが、その「必
要かつ適切と認められるものでなければなら
ない。」というこの意味を説明してもらいたい。

○中野政府委員 土壌汚染対策計画を立てますに
は、この三項によりましてその計画が具体的に地
域の汚染の度合いなり費用なりあるいはその事
業をやりました効果なり、緊急性というものの
見まして必要でありかつ適切ということですか
ら、これは当然のことを規定したわけではござい
まして、不必要なことを計画でやるというの
は必要ないわけでございますから、当然のことを規定し
たわけでございます。

○鶴岡委員 これから見ると、これは認定事業で
あるわけですが、そうすると、たとえば汚染の程度
があまりない、それから費用がかかり過ぎると思
われる場合、それから事業をやってもその効果が
あがらない、こういうふうに認めた場合、さらに
緊急度はあまり要しない、こういうふうに思われ
た場合には、これはやめるのですか。

○中野政府委員 具体的の場合に即してこれをき
めるわけでございますが、これを反対に言われま
すれば、いまみたいなような考え方もあろうかと
思いますが、われわれといたしましてはこの計画
を立てる際の知事の心がまえと申しましようか、
ここではそういうことを書いてあるというふう
に御了解いただきたいと思えます。
○鶴岡委員 この点でございますが、この対策地
域計画は都道府県知事がやって、この計画に對し
てまたここで知事自身が内容についてしほるとい

いますか縛るといいますか、このように私は考えるわけですが、聞くところによりますと、この第三項はこの法案ができる前夜に挿入された、このようにも聞いておるのですけれども、そうすると、わざわざ都道府県知事がきめて、それを締めつけるようなことを考えれば、この項は必要ないのじゃないか、このようにも考えるのです。この項があるためにかえって事業が進まぬということも考えられないわけではありません。そういうことでこの点についてどう考えますか。

○中野政府委員 われわれといたしましては、このように規定があつて知事が適切な計画を立てられるというふうに判断をしております。

○鶴岡委員 次は第七条に入りますが、これは先ほど質問があつたようにすけれども、第七条の「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法第三条第三項若しくは大気汚濁防止法」このういふうになつております。この排出基準についてでございますけれども、先ほどの質問のようになつて、農林大臣がきめてもよいようになっておつたのですけれども、いわゆる水質汚濁防止法、大気汚濁防止法にゆだねて、言うなればあなたたまたまかせだということになるわけですが、それで事足りるのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○中野政府委員 先ほど今度の七条の運用のしかたと申し上げたわけでございますが、この両方の法律で知事がよりきびしい基準が定められるというところになっております。普通の場合は一般的な政令での基準でよろしいのでございますが、なお知事がきびしい基準を定める。その場合に当然これはまた土壌汚染のことも考へてそういう基準がでるはずでございますけれども、特にこの汚染の程度とかあるいは対策計画の内容を見まして、そういう基準ではだめな場合は、知事みずからがこの条文にもございまして、よりきびしい基準をきめるといふために、ここに「必要な措置をとるものとする。」というところに規定をしてござい

ますので、これでいじょうぶだというふうに考えております。

○鶴岡委員 この排出基準でございますけれども、排出基準というのは、工場のいわゆる出口だけのことであつて、基準を順守しても、多量にまた長期にわたつて排出した場合に、当然土壌が汚染されるというところが考えられるわけですが、また蓄積したその汚染物は分解しにくい。ここで人体の健康、また農作物の生育阻害となるわけですが、この辺はどういうふうにお考えであるか。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、排出基準をきめる場合に、土壌汚染という観点から蓄積が進むといった場合は、当然排出基準そのものにさういふ観点を加へられなければならぬというふうな思つております。これは人の健康との関係ではございせんが、現に渡良瀬川の水質基準につきましては、排出基準が現行の法律できまつておりますけれども、それは土壌のことをご考へた上で当然排出基準をきめておるわけでございます。そういう例のごとく当然そのことを含めて考へるといふことになるわけでございます。

○鶴岡委員 第十条のこの勧告の件でございますけれども、いわゆる作付規制を行なう場合、単なる勧告をもつてだじょうぶなのか、これが一点と、まじめに勧告を受けてやつた場合には、当然そこには何らかの損失というものが出てくるわけですが、その損失の補償責任。それからもう一つは、勧告に従わなかつた場合にはどうなるのか。先ほどは買い上げをしなさいという話でございましてけれども、カドミウムから今度亜鉛、銅というところになつてくるわけですが、さうした場合にお米だけではないで野菜等も影響してくるわけですが、こういう場合にはどうするののか、この辺をお伺いしたいと思ひます。

○中野政府委員 これはカドミウムにつきましては、一PPM以上のカドミウムを含んでいる米のところを特別地区として指定をいたしますので、農家もおそらくその指定はわかります。したがつ

て、そこへ普通の場合、農家は米を植えないはずでございますけれども、たまたまそれを知らなかつたというふうなことから作付をしないようにというところを勧告するといふことでございまして、勧告で私はだじょうぶだと考えております。それから勧告を聞かないで作付した場合、これはそこまで注意したにかかわらず作付したというところは、これはもう農家が責任を持つべきではないかと思ひます。

損害賠償の問題でございますが、原因者があればこれは当然その原因者がその損害賠償をすべきだといふことでありますが、もししなない場合はこれはやはり自然汚染といひまじょうか、さういふものに似ておるわけでございますが、やはり早く対策事業をとりまして、さういふことがないやうにということになるわけでございます。国がそこはかつて損害賠償をするとかさういふことはございせん。

それからなお銅や亜鉛という話がございましたが、これは人の健康をそこなうおそれのある地域だけを特別地域として指定するつもりでございまして、銅、亜鉛等について生育障害の場合、これは人の健康に関係ないので、特別地域の指定をするつもりはございせん。

○鶴岡委員 第十一条でしたか、ここで「農林大臣は、農用地の土壌が工場又は事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため必要がある」と認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法その他の法令の規定に基づき「云々」とありますが、この中で「汚染されることを防止するため必要がある」と認めるとき」としては、どういふことを想定しているのか。その辺をお伺いいたします。

○中野政府委員 先ほど第七条のところでも申し上げましたように、知事は特別の排出基準をきめるために必要な措置をとるといふことになつておりますが、さういふことをなお農林大臣から知事に

要請をする場合、あるいは水質汚濁防止法であります。これは企業庁長官が主管をいたしてありますが、大気汚染防止法であります。厚生大臣、通産大臣が主管でございまして、それぞれの大臣にその法律に基づきまして、土壌汚染と関係のあるものにつきましていろいろな要請をする。鉱山保安法であります。通産大臣に、いろいろなそれぞれの法律で定められております措置を各大臣がおとりになる場合、それらの法律に基づきます地方公共団体の長がいろいろな措置をとるわけでございます。さういふことをやつてくれという要請をするわけでございます。

○鶴岡委員 私が考へるのは、なぜこのやうな措置、要請の規定を設けたのかといふことで、さういふゆる関係地方公共団体の長にしても、関係行政機関の長にしても、当然公務員であり、憲法上からいへば法律を順守するのが義務であるわけですが、そこで、もちろん順守すべきでもありますが、あえてこの条文を入れるといふことは、この長が法律を守つていないところがある、このやうにも解釈されるわけですが、これを前提としてこの規定を設けたのではないか。さうすると、農林大臣が参画されてくれ、要請といふことはお願いといふことですから、これではちよつと弱腰ではないか、このやうにも考へられるわけですが、さういふことでも、さういふ解釈のしかたはどうでしょう。

○中野政府委員 われわれといたしましては、関係行政機関、通産省なりあるいは厚生省なりでございまして、行政機関同士でありますから、さういふ要請をいたしますれば合理的なものとは聞いていたわけでございますので、この規定でよろしいかと存じます。

○鶴岡委員 この中の鉱山保安法ですが、聞くところによると、鉱山保安法は非常にルーズなところがある。このやうにも聞いていますので、けれども、通産省の方がおられないので、次に進みます。調査測定の件ですが、第十二条の「農用地の土壌の汚染に関する調査測定等」であります。

の中で「特定有害物質による汚染の状況に關し、必要に応じて調査測定を実施し、その結果を公表するものとする。」というようにありますが、これもたいへん恐縮ですけれども、前の原案要綱では一番最初は常時監視し、汚染の進行状況等を調査測定するものとする。こうなっておつたそうです。次には、これが定期的に變更になつた。最後にこの原案が出てきたのですけれども、この原案によると、「必要に応じて」と、このようになつておるわけです。われわれから考えれば、公害はいつ起こるか分からない。一般国民の国民感情として常時やるのが当然であるし、またそうして公表してもあらば安心できる、こうなるわけですけれども、言うならば国民感情に背を向けてそういうふうになつたというのはどういう理由なのか、この点をお伺いします。

○中野政府委員 法文上、いろいろ變転があつたわけでご覧いただけます。土壌につきましても、すでに農林省として大体農用地の八割ぐらひはもう調査をしてしまつております。これは一般の川の水等と違ひまして、土壌を常時測定をしておく必要はございません。ただこういう問題が起きておられますので、念のためにわれわれといしましては来年度予算を要求いたしまして、もう一ぺん日本全国のそういう土壌につきましても点検をいたしたいと考えております。それからあと、それによりまして問題となる汚染される可能性のあるものは汚染のおそれのあるようなところを精密な調査をする。その上で地域指定をやり、対策計画を立てていくわけでございますが、そういう地域につきましても、その後の蓄積状況等の動態調査をやるということになりますので、そういう段階になりますと、当然定期的に調査をするということになるわけでございます。そういう三つのことをいろいろ含めて考えたものですが、法文としてはいろいろふりに書いたわけでございますが、内容はいま申し上げたことをやるつもりでございます。

○鶴岡委員 農林省の各地方県の農業試験場には、地方保全調査職員というのが約三百名全国におる、こういう話を聞いておりますけれども、この調査、測定、研究強化等を考えあわせて、公害問題は最近の問題でありますけれども、非常に重要な問題でもあるし、この点について農林大臣としては増員する考えがあるのかどうか、その点をお伺いします。

○中野政府委員 ただいまお話のありましたように、現在三百九名が県の農業試験場に調査部等を置きまして土壌の調査をしております。非常にベテランがおりますので、人員的には当面それでいいじやうぶだといふふうにはわれわれ考えておりました。むしろそういう方々のやる機具、機械と申しましてどうか、そういうものの整備が先決ではないかと考えておりますが、いづれ先々増員の必要があれば当然増員の努力をしなければならぬと思つております。

〔三ツ林委員長代理退席、丹羽(兵)委員長代理着席〕

○鶴岡委員 人間の食生活について、生産物である食品等とこの土壌の問題というのは同サイクルにあつて、非常に重要な問題だと思つたので、今後の体制として厚生省等、関連機関との協力体制の確立が私は必要だと思つたので、今後の方向はどういうふうにするのか、また決意をお願いしたいと思つた。

○中野政府委員 その点はまさに御指摘のとおりでございます。この法文の作成中もいろいろ厚生省とも御相談申し上げましたし、また審議会をつくりましてそれにお入りいただいたと思つておりますので、今後とも人の健康をそこなうといふことの最終判断は厚生省でございますので、われわれは厚生省と緊密な連絡をとりたいと思つております。

○鶴岡委員 ここでひとつ、十一月二十七日の読売新聞ですが、この新聞には食糧事務所の合理化というのが出ております。この中には「この合理化を進めると、定年退職者を含めても、なお二、三千人の職員が余るため、その配置転換を必要とする。

る。これに対しては、労組の反対が予想されるが、当面人手が足りない植物防疫所とか、今後新設される公害監視員(土壌汚染、水質汚濁、農業など取り締まり)に配置できるような研修制度を整備する方針である。こういう記事が新聞に出ておるわけです。この新聞からすると、これは公害問題を機会にしてその監視体制強化のため、これを理由にして食糧制度の改廃またはなくすに持つていくのではないか、このようにも勘ぐれないわけではないのですが、この点についてお伺いしたいと思つた。

○内村説明員 お答え申し上げます。

私もその新聞報道は見えておりますが、現在のところ食糧庁といたしまして食糧庁の職員を公費関係のほうに回すということとは全く考えておりません。御承知のとおり現在食糧庁には二万六千二百人の職員がおりまして、食糧管理に関する事務に従事しているわけでございます。ところが最近の公務員のベースアップに関連いたしまして、政府がございまして将来人を減らしていくという問題がございまして、現在の食糧庁の機構は食糧庁、各県の食糧事務所、各支所、出張所、こういう構成になっております。そこで人間がだんだん減つてまいりますと、場所によつては出張所に一人しか職員がおりぬところも出てくるというようになります。ございまして、食糧庁といたしましては、現行の食糧管理法で食糧庁に与えられた使命を忠実に実施するため少し末端の機構を整理して、場合によつては二段階制にしていこうということを考えております。このようないことが可能となりますことは、最近のように道路が整備されてまいりますと、支所に末端の人々を集めて仕事をやるということもできるのではないかと、このことで現在そういうことを研究しておりますが、食糧庁の人間をほかのほうに移すといふことはいまのところ考えておりません。

○鶴岡委員 それじゃ最後に一点。十五条の第一項の最後のはりです。これは「立入調査等」の件ですが、「その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壌若しくは農作物等につき調査測定させ、云々とあります。そのあと「必要の最少量に限り土壌若しくは農作物等を無償で採取させることができる。」このようになつております。

〔丹羽(兵)委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕

この「無償で採取させる」ということは、法律上の理屈の上ではどうなるのか、この点をお伺いします。

○中野政府委員 もしこの規定がございませんと、有償なのか無償なのかよくわからない。あとでトラブルが起つてもいいかもしれません。実際問題といたしましては、土壌の一握りあるいは稲の一株といふお話でございますので、法律的にその辺を無償ということにいたしました。トラブルを避けるという意味でございます。

○鶴岡委員 まあこれはトラク一ぱいの土壌とか一俵、二俵の米とかいうようなことではないから、別にかまわないといへばかまわないかもしれせんけれども、正確に言へばやはり憲法二十九条に財産権の問題がありますが、これに抵触してゐるのではないかと、このように思ふわけです。

さらにそれにつけ加えて、いま審議中の農薬取締法の十三条には、「農林大臣は、製造業者、輸入業者、販売業者又は防除業者に対し、「農薬又はその原料を採取せしめるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。」というわけですが、これに對照しても、この取締法のほうには販売業者に対しては時価を支払ふようになつてゐるにもかかわらず、本法案では無償といふことになつてゐるわけです。これはちよつと納得のいかなうところなんです。ここで姿勢として、先ほど言つたように、トラク一ぱいの土壌でもなしに、一俵、二俵の米でもないんだから、またそこに調査してやるんだからというふうな、いわゆる軽率な考えがないでもない、このようにも考えられるわけです。

つけ加えて申し上げますけれども、さらに十九

まになるのかあるいは地域が広がるのかもう少し狭くなるかという問題はございますけれども、当面そういうものが対象になると思います。と同時に、これから調査が進みますと同時に地域がふえてくるというふうに考えております。

それから八条、九条の特別地区というのは、人の健康をそこなりおそれがあるということで、現在厚生省の食品衛生法に基づきまして一PPM以上のカドミウムを含む米は人の健康をそこなり、これはつくっても販売してもいけないということになっておりますので、米が一PPM以上のカドミウムを含んでおるところの圃場、これは特別地区として指定をするということになるわけでございます。

したがって指定地域のうちでカドミウムが現に一PPM以上米に入っている場合だけ特別に指定をする、こういうことになろうと思っております。

○小宮委員 その点長崎県にも一つありますが、玄米が一PPM以上のカドミウムを含む汚染地域は特別地区に指定されるというふうに理解していいわけですか。結局現在の要観察地域の米はみな一PPM以上のカドミウム汚染をしておりわけです。そこで私が言いますのは、そういう一PPM以上の米の産出される土壌のあるところは特別地区だということになれば、いまの要観察地域はほとんど特別地区になりますかということですか。

○中野政府委員 その点は現在の厚生省の要観察地域という中で、特に米が一PPM以上のカドミウムを含んでいるたんばを線引きをいたしまして別に指定をしております。したがって、その要観察地域そのものは全部米が一PPM以上のカドミウムを含んでおるといことはございせん。

○小宮委員 現実では、しかし要観察地域の米はほとんど一PPM以上のカドミウム米なんです。ね。そうでしょう。それはいいです。

それではそういう意味では、最近要観察地域以外でもいろいろカドミウムの汚染問題が出ておるわけですが、そういうものもこの法律の中

で、たとえば一PPM以上の米のとれるところではなくて、それ以下のところでもそういう汚染地域として指定することもあり得る。米の場合はすべてた一PPM以上の場合とか要観察地帯であり、そういうところの中で特に問題なのは、特別地域に指定されたというふうに理解しておったわけですが、それらの一PPM以上の米のとれるところは特別地域ということになれば、そのほか今度指定される指定地域、一般の指定地域というのは玄米一PPM以下で、それ以下の米の産出されるところも指定される可能性があるという事柄ですか。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、汚染対策をやります場合に、現に米に一PPM以上出ているところだけを指定いたしますと、いわば、これは変な言い方でございしますが、そこに排出しております工場、事業場の排出規制というのはゼロにしなければいけないはずでございます。しかしそれはなかなかまいりません。したがって現に汚染されておるところは早急に復旧工事をやると同時に、それ以上蓄積が進まないというために特別な地域をもう少し広げて、この法律にもございしますように、現に汚染されているところ、それらのおそれが著しいところ、これを両方含めまして指定地域として指定をしていくのでございします。

それからなお先ほどの御質問にもございました点でございますが、繰り返して御説明しておきますと、現在の厚生省の要観察地域は、米が〇・四PPM出るといふことをスタートにいたしましたので、それに基づいて調査をいたします。それをもとにしまして観察地域というものをきめます。その一部をいたしまして、現に米が一PPMのカドミウムを含んでいた場所だけを特別に線引きをいたしまして、ここから出る米は食糧庁は買わないという事柄になっておるわけでございます。

○小宮委員 それではこれも先ほどから質問が出ておりましたが、現在農振法で地域指定が行なわれていますが、この農振地域で指定された農用地

については、制度上やはり公害除去を徹底すべきじゃないか、こういうふうな地域からは公害を全然なくする、除去するというのを考えなければならぬのではないかと考えますが、その点についてのお考えがあれば承りたいと思っております。

○中野政府委員 農振地域につきましては、これは村全体の計画でございします。その村の中にこういう地域がありますれば、村の計画としては当然この計画で定められることを繰り込んで計画を立てるといふことになるかと思っております。もうすでにその村で農振地域の計画を立てておりますれば、今度この対策計画を立てておきますと、必要と、それを含めてまた計画を変更することの必要も生じてくるかと思っております。

○小宮委員 またこの農振法による指定地域は、都市計画法による市街化区域や市街化の調整区域の線引きが現在も行なわれているわけですが、この法律による対策地域は、これらの地域と制度的にはいかなる措置を持って対処するのかわかりたいと思っております。

○中野政府委員 制度的には直接関係はないわけでございます。都市計画法によりまして、十年の間に市街化を促進する地域を市街化区域として定めるわけでございます。それ以外のところは市街化を抑制するということで調整地域にいたします。今度もしたままそういう地域に特別対策をやらなければならぬものが出てまいりますと、それは調整地域に入りますか市街化区域の中に入りましか、それは今度のカドミウムその他の汚染の出ている場所によって違ってくるわけでございます。

それから農振地域につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○小宮委員 この法律による対策地域の指定にあたっては農林省の当初の要綱案では、農林大臣は土壌中の含有量の限度を越える地域及び限度を越えるおそれがある地域を指定地域として指定できることとしていたわけですが、本法にうたわ

る対策地域の指定に関する条文との相違点はどうか、その点をひとつ具体的に伺いたしたいと思います。

○中野政府委員 その点は第三条に書いてございしますが、考え方は当初と変わっておりません。ここにもありますように、その地域内にある農用地の土壌に含まれる特定有害物質の種類及び量から見てというふうに書いてございします。ただ問題になりましたのは、カドミウムについて先ほど御説明いたしましたように、土壌から、たとえば土壌に一〇PPM以上入ってあれば、それは人体をそこなり程度のものであるという断定が直ちにできません。そこでこの法文をいたしましては、そのあとに「当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量」というのを加えたわけございまして、考え方としては当初から変わっておりません。

○小宮委員 特別地域に指定された区域では、この農用地において適当でない農作物等を作付しないように勧告することができることになっております。それでその適当でない農作物の範囲を定めるという事柄になっておりますが、この適当でない農作物の範囲とは何をさすのか。米はもちろんのこと、食糧に供する作物、これは一切だめだと思っておりますが、この適当でない農作物の範囲とは何をさすのか、その点質問いたします。

○中野政府委員 お説のように、米が汚染されておりますれば、そこへ小麦を植えてもあるいはその他のものを植えても汚染されるであらうとは思いますが。しかしこういう特別地区を指定しますのは、当面厚生省のほうの食品衛生法では、全部食品の基準をきめておるわけですから、基準をきめておるわけではございします。ただいま定めておられますのは米だけでございします。当面は、ここにございします農畜産物とありますのは、米をわれわれは考えておりますが、食品衛生法で食品の制限の規格が順次きめられてまいりますれば、それに応じてそういう作物は指定をすべ

きだと考えております。

○小宮委員 この勧告をした場合、従わなかった場合はどうなるのか。勧告は結局こういうような作物はつくるなというのをただ単に勧告するだけのものか。さらに勧告をする場合は、これこれをつくってはいけませんよ、しかしこういうようなものをつくりなさいよという作目転換の指導もやるのか、ただ単につくってはいけませんという勧告だけなのか、その点ひとつ伺いたいと思います。

○中野政府委員 第五条にございますように、そういう地域につきましては汚染の程度等を勘案しまして利用上の区分をやりまして、そういう農用地はどう利用したらいいかという基本方針をきめます。したがって、そこは単に、おまえ、これをつくってはいけないというだけではなくて、指導といましては、そのかわりにどういうものをつくれというところもあわせていろいろ指導はすべきだと思ひます。

○小宮委員 それではこの勧告に従って作目転換をする場合に、その転換資金は国が全額融資するわけでしょうか。また作目転換によって収入の道が閉けるまでは農家の生活保障はどうするのか。ほかに転換するにしても転換資金が要るわけですか。転換した品物が実際に現金収入となってくるまでには何年かかるわけですか。そうした場合の生活保障はどうするのかということなんです。これは米の生産調整とも密接な関係があるわけですが、いろいろ農家を回ってみますと、そのことが切実に訴えられているわけです。転換をしないといふ、転換資金はどうするのか、転換した場合に、それだけの品物が今後金になって生計に返ってくるまではそれが生活を見てくれるのかというように、そういういろいろな話を農家の方からも聞かされておりますし、また訴えられておるわけですが、したがって、そういう場合は、私は、国が地方自治体でもかまいませんけれども、国が何らかの形の生活保障を考えてやるべきだというように考えます。特にこの問題は、そういうい

今後の――新聞紙上によれば三百万トンの生産調整をやらうとか転作の問題、いろいろありますし、いま農家の方々が非常に関心を持っておる問題でありますから、明確にひとつ御答弁をお願いいたします。

○中野政府委員 対策計画を立てて事業をやりますと、普通の場合は、もとの米でありますればカドミウムを含まないようなものができるといふところまで戻すわけでございます。客土なり何なりやりまして、ただ、そういうことができない、また、今後の農業の事情を見ましても、そこまで、米に戻す必要がないということになりますと、転作の問題が起きてまいります。しかしながら、その工事ができ上がってしまふまでの間は、やはり農家の生活の問題があるかと思ひます。その場合に、原因者がおりますれば、それは暫定的にも損失を与えておるわけでございますから、その民事上の原因者と農家との間の話し合ひで、損失補償の問題としてその問題は解決さるべきだと思ひます。ただ、原因者がいない場合どうするか。その点につきましては、いろいろな地域によつて実情が違ふと思ひます。そこで、地域指定がありましたが、そういう問題が起りますれば、融資の措置をどうするかというところは、具体的に農林省としても考えねばならぬことだと考えております。

○小宮委員 そのことに特に関係して、第五条、第六条、農用地の汚染対策についてでございますが、この法律にうたわれておる汚染対策としては、結局、水田の転換、沈んでん池の設置、土壌改良、土層改良、地目の変換、こういったものがありますね。そうした場合に、「地目の変換その他事業」とは、先ほどとも関連してくるわけですが、具体的にどのようなのを考えておられるのかというところをお示し願ひたいと同時に、この汚染対策事業を行なう場合、その費用については、この公害防止事業の費用負担法との関係は具体的にどうなるのか。これが適用されるはずですから、汚染対策事業を行なう場合のこの費用の負担

については具体的にどうなるのか、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○岩本政府委員 第五条の第二項の二のロの「農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業」とありますのは、客土ははつきりしておりますけれども、客土の前提として、汚染した土を排除するという排除の事業も頭に置いております。それから、客土はしないので、土壌改良剤を投入したり、あるいは土を上層と下層をまぜ合わせて汚染の度合いを低くするといったようなこと、深耕なり天地返しなりをやることも頭に置いております。

それから、次のハの「汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業」、この「その他の事業」は、先ほど答弁申し上げましたが、汚染農地にかえて他の農地を造成する事業等を頭に置いております。

法文の解釈は以上でございますが、これらの対策事業をやります場合の費用の負担をどうするかというお尋ねでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、原因者がはつきりしております場合には、費用負担法の原則にのっとりまして、その汚染の原因の寄与度等に応じて事業者に負担をかけたいくということになります。この原則は、汚染の度合い、汚染の原因の度合いに応じて全額を事業者に持たせるのが原則であります。ただ、汚染の程度とか、あるいは汚染の原因となる物質の排出が非常に長期にわたる場合だと企業者に全部を持たせるのが合理的でない場合には、妥当な額を減額することができるといふことになっております。ただ、その減額の程度を決定するのが非常に困難であります場合には、概定という規定がございます。長期にわたつてこの有害物質が積もつた土壌の改良の場合には、四分の三から二分の一の範囲で企業者に負担させるといふことになっております。これが原因者がはつきりしております場合の費用負担法の費用負担の考え方の原則でございます。

○小宮委員 抽象的な表現ではなくて、もう少し

具体的に答弁をいただきたいわけですが、これはその企業に責任が明らかである場合は、この企業が二五％、国が五〇％、農民が二五％というような考え方を持っておるのじゃないですか。間違ひですか。

○岩本政府委員 この問題も先ほどほかの委員の御質問に御答弁したところでございますが、原因者がはつきりしております場合には、ただいま御答弁しました費用負担法の原則によつて費用を負担させますが、その残額につきましては、費用負担法には何も規定がございません。したがって、これはその個別の事業の実施の際に判断をして決定することにならうと思ひますが、事業の特殊性、公害を受けておるという特殊性を判断して、農民にはできるだけ負担をかけないという方向で判断をしてまいりたいと考えております。

○小宮委員 できるだけ農民に負担をかけないということではなくて、もう農民には負担をかせないというところで、やはり企業に責任がある場合は、企業と国なら国で負担をする、それで農民に対しては絶対に負担をかせません、できるだけとかなんとか言わぬで、もう少しはつきり言つて下さい。そうすると私も満足しますから……。

○岩本政府委員 個々のケースにあつて決定をしていく、決定されるべき性格のものだということをお答え申し上げましたのは、客土等の事業をやりますと、原状回復の効果を上回つて、いわば増産効果と申しますか、そういうものが出てくる場合も考えられますので、原状回復に当たる分についてはお説のようなことにならうと思ひますが、それ以上のことも考えられますので、ただいま申し上げたようなお答えをしたわけでございます。

○小宮委員 いずれにしても、そういう土壌が汚染されたということは農家の責任じゃないわけですから、その土壌改良をやつて見返りがよいにくる場合には、そのことも考慮して幾らか出してもらおうというふうな考え方もしれませんけれども、しかし、やはり土壌汚染は直接は農家の責任じゃないわけですから、そういう意味で私

が意見として申し上げれば、やはりこれは、そういうような企業の責任が明らかである場合は、少なくとも企業と国が負担をして、農家の方には負担をさせないという考え方を明らかに、はっきりしてもらいたいと思います。

それからもしその場合、企業に責任が明らかである場合は別としても、やはり不明確な場合があると思います。そういうような場合に、企業に責任がはっきりしている場合はいいですが、不明確な場合にはどうなるかということなんです。そういう場合は、そういう考え方に立てば、少なくとも企業に責任がないということでは、はっきりせぬということであれば、そういう場合といえども農民に対して費用の負担をかせさせてはいかぬ、したがって、その場合は国なり地方公共団体あたりでやはりその費用負担をすべきじゃないのかということ、企業の責任が明らかになつた場合は別として、そういう不明確な場合に対する考え方をひとつお伺いします。

○岩本政府委員 原因者が不明確な場合におきましては、従来の土地改良事業のもろもろの制度に準じて対処することになると存じます。ただその場合にも、農民の負担につきましては、その公害であるという原因を考え、農民の立場を配慮しまして、この事業が円滑に行なわれるように対策を十分考えてまいりたいと思っております。

○小宮委員 これは地方自治体が負担する分についても、現在の地方財政はかなり窮乏しておるわけですから、できるだけ私は、そういうような責任の不明確な場合といえどもやはり国が全額負担するといふくらいは気持ちで取り組んでもらいたいと思ひます。

それから汚染防止対策を実施する場合、公害防止事業団との業務の關係はどうなりますか。

○中野政府委員 公害防止事業団の業務範囲からいいますと、おそらく農業関係のことはやらないうちに私記憶しておりますので、また先ほどから農地局長のほうで申し上げておりますように、これは農林省でやりたいということでお考へてお

りますので、両法は關係がないのではないかといいふうに思っております。

○小宮委員 次は、第七条の特別の排水基準等のための都道府県知事の措置についてでございますが、この点については、農林省の当初の要綱案では「農林大臣は、水質汚濁防止法若しくは大気汚染防止法の規定により定められた基準をもつてしては、農用地の土壤の汚染を防止することが困難である場合に必要であると認めるときは排水基準又は排水基準を定めることができる」となつておりました。この要綱案による基準の設定について、財界からもいろいろな苦情が出たように聞いておるわけですが、その要綱案にうたわれておるうかはわかりませんが、本法にうたわれておるような条文に変わつてゐるわけですね。この条文と当初の要綱案との關係でどういふように変わったのか、その点ひとつわかりやすく説明願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 当初われわれ土壤汚染防止法を考へたということを命ぜられた際は、まだ大気汚染防止法なり水質汚濁防止法がどういふふうに変つてくるかわかりませんでした。そこで土壤汚染の側からものを考へればどういふ筋書きになるという気持ちで当初の案をわれわれつくつたわけでございます。しかし、その後大気汚染なり水質汚濁の法律の体系が明確になりまして、それらのほうで知事が一般の基準よりきびしい基準が定められるということになつたわけでございます。そうなりますと、そういう基準できびしい基準を定める場合に、土壤のことも普通は当然考へた上であつたわけでございますが、場合によつてはそういうことも考へない場合もあり得るわけでありました。しかし、先ほどから申し上げておるような地域指定をやりまして、対策事業を、どのようなどころにつくまはしてはそういう地域があつて、どういふ計画で対策上やれるかということも勘案した上で、なおもう少しきびしい基準が必要であれば、知事はそのことを頭に入れて必要な排出基準を定めなければならぬ、こういう気持ちで第七

条を書きましたものですから、当初のものの考へ方とそれほど——法文はいろいろ書き方は変わつておりますけれども、われわれとしまして実質的には同様のことはやれるといふふうに考へておるわけでございます。

○小宮委員 次は第十一條の農用地の土壤汚染防止に關する措置の要請であります。その中で「汚染されることを防止するため必要と認めるときは」とあるのはいかなることを要請するか。また「必要な措置をとるべきことを要請する」としてありますが、「必要な措置」とは何をさすのか、具体的な事例をあげて説明を願ひたいと思ひます。さらに、このような措置規定を設けた趣旨及び必要性についてもひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど鶴岡先生の御質問にお答へしたとおりでございますが、これは一般的には、先ほど申し上げましたように、水とそれから大気と法律で規制が出来ます。しかし土壤のことを考へて知事が特別の排出基準を定めるというのこの法律で書いてございませぬ。しかし、それがなかなかできない場合といふふうなわけではございませんけれども、その間関係各省と連絡調整をよくするために、ここにありますように農林大臣が関係行政機関、通産大臣なり厚生大臣なり企画庁長官に、もつときびしい基準をつくつてくれなうかという要請をするという意味でございます。そういう要請をすると同時に具体的に基準が定められますと、工場、事業場に対しては都道府県知事はいろいろな改善命令なりその他の措置を講ずることが両方の法律でできまっております。そういうこともひとつやつてもらいたいといふことを農林大臣が要請をするという趣旨でございます。

○小宮委員 次は十二條の農用地の土壤の汚染に關する調査測定についてであります。都道府県はこの実施体制の現況と今後の方向がどうなつていくか。それと土壤の調査測定のみに限らず当然この生産物である食品等についても調査を行なうべきだと思ひますので、関係機関の協力体制も必

要ではなからうかといふように考へますが、この点についてはいよいよふなかなうか、ひとつお伺ひします。

○中野政府委員 各県に、県の農業試験場でございますが、土壤のための調査部を設置しております。全国で三百九名の職員を専任で置いております。したがうして、人員的にはわれわれ当面これでだいたいふたど考へております。予算といたしましては、そういう職員が働く、また試験研究をするための器具器材の充実をはからなければならぬといふことを考へておりました。今後ともこの事業の進展に伴ひまして充実をはかつていきたいと思ひます。それからまた各省とも、この土壤の問題がいろいろ食品の問題その他に影響がございしますので、緊密な連絡をとるべきだと考へております。

○小宮委員 十三條、十四條の土壤汚染対策審議会の設置についてお伺ひしますが、本法に規定する審議会は公害対策基本法において設立している公害対策審議会との關係はどうなるのかということ。この汚染対策審議会の設置は新設の必要性があるのかどうかという疑問を持つわけですが、それよりもむしろ公害対策審議会の中にいろいろな分科会だとか部会などを設けても処理できるのじゃないかというふうに考へます。特に審議会の設置とか整理統合に關しては昭和四十年にも閣議で決定されて、四十一年には審議会等の整理に關する法律が成立して、整理統合が行なわれてゐる経緯から見てもむしろ逆行するのではないかと一ふうに考へますが、ひとつ見解をお伺ひしたいと思ひます。

○中野政府委員 一般論と申しましようか、原則的には御指摘のとおりだと思ひます。行政の簡素化という意味で審議会等も不必要なものは整理をしておるという段階でございますが、これを特にここに入れましたのは、実は土壤汚染の問題を土壤の面から公害対策として取り上げましたのは、これはもちろん日本では初めてでございますし、諸外国にも例を見ません。先ほどから御議論があ

りますように、地域指定の基準を定めるにいたしまして、土壌を通じての専門家がかなりいるわけでございます。ところが中央の公害対策の審議会は委員二十名で組織されているだけでございまして、こういう土壌の専門家がなかなか入れにくいという特殊な事情がございまして、行政簡素化の中にありまして、特に関係方面の御了解を得まして、こういう審議会を特別に置いていただくというようにしたわけでございます。

○小宮委員 十五条、十九条の立ち入り調査の問題ですね。これは先ほど質問が出ましたけれども、農業取締法で明らかに立ち入り検査の問題は触れておるわけですが、そういうことについて先ほどの質問では私は不均衡が生じないかということなんです。片一方では有償にしておきながら、片一方では無償だ、そういう不均衡の問題がいろいろ農家の方の協力を得る場合に、やはり問題になってきかねかということをおつ考えるわけですが、その点は御心配ないですか。

○中野政府委員 先ほど御説明いたしましたように、この場合はここにありますように、農作物なり土壌なりほんの少量最小限度にたたくといった場合に、具体的な調査に原なりあるいは国の職員が行きます場合に、トラブルを起こしてはならないので、法律上の最小限の担保といたしまして、こういふふうに規定したわけでございます。実際問題といたしましては農家に手ぬぐいを持っていくとかそういうことは事実上やっているわけでございます。その辺はわれわれ心配ないというふうに考えております。

○小宮委員 それから現在要観察地域に指定された地域でのやはり汚染米の取り扱いですね。これについて再度質問したいと思つてます。これは私も九月十日の本委員会でも質問したわけですが、食糧庁長官はとにかく一PPM以上の米は買ひ上げませんという点ばかりであったわけですが、この問題は、やはりいまの土壌汚染の防止法が成立してもすぐには解決できる問題ではないし、今後とも依然として私は残る問題だというふうに考え

ます。したがってそういうような立場から、私はいまでも国が全部買ひ上げるべきだという主張には変わりはありませんけれども、不本意ながら一歩譲つたとしても、今度提案されておる公害防止事業の費用負担法あたりに準拠して何か、そういった企業責任が明確である場合は、先ほど汚染対策事業の場合に答弁されましたね、そういうような立場から、企業の側に責任があることが明らかにした場合、そういう考え方で、ただ買ひ上げませんということではなくて、国なり企業なりが何らかのやり方を買ひ上げて農家の人たちにあったかい手を差し伸べるということをすべきじゃないのかというのを私考えるわけなんです。そういう場合、また不明確な場合はどうするかという問題があります。そういう場合、私はやはり国が買ひ上げるべきだというふうに考えますが、このことについて再度質問をして、買ひ上げませんという一点ばかりの方針、姿勢を再検討する意思がないかどうか、ひとつ重ねて質問します。

○内村説明員 お答えいたします。申し上げるまでもなく、現在の食糧管理制度は、国民の生活に必要な米を政府が買ひまして、これを登録指定業者を通じて配給する、こういうたてまえになっているわけでございます。したがって、食糧制度で扱う米はあくまで人間が食する米でなければならぬわけでございます。ところが汚染米につきましては御承知のとおり、厚生省が食品衛生法に基づきまして一PPM以上のカドミウム含有米については販売、加工等一切の処分が禁止されているわけでございます。したがって、食糧庁といたしましてはそういう米は買ひ上げることができないというたてまえになっているわけでございます。

そこで、現在のところ、それでは一PPM以上のカドミウム含有米の線引きをした中の農家の米はどうなっておるかという問題でございますが、これにつきまして私が承知しているところでは、富山も群馬もそれぞれ企業が反当八万円何がしの補償をいたしまして、それからその保有米につき

ましては、人間の口に入れるわけにまいりませんので、食糧庁と県であつせんいたしまして、富山のものは新潟のライススターチの工場に売り、それから安中のものもりの業者に売っているというところで、そういう保有米につきましても売買のあつせんをしまして、人間の口に入らないような形で処理しているわけでございます。したがって一PPM以上の米については、食品衛生法上の措置がとられておりますので、食糧庁としても買ひえない、こういうことになっております。

○小宮委員 たてまえはたてまえとして、この種の問題はそういう一つ一つの政治ということも考えなければならぬのではないかと、いろいろふりかへます。そういう意味では政府もよく、要観察地域のPPM以上の農家の保有米については政府米と無償で交換するということを決定したように新聞に報道されておりますが、この考え方をさらに一歩前進させて、そういうたてまえ政治でこの問題は解決できないものかどうか。これは、言つてもいいの答弁以上のことは出ないと思つてますから、要望として申し上げておきます。

そのことと関連して、これはまた食糧庁のほうに質問しますが、最近の新聞で東京都が一PPM以上の汚染米の買ひ入れを決定したとか、あるいは四PPM以上の水田を作物転換をさせる、それに対して必要な融資をするということが報道されております。この問題について山中総務長官が、それはいかにも食糧法違反だというふうなことを発言をしているわけですが、私はこういふ問題についてはむしろ東京都がどうしたという姿勢がほんとうの政治ではなからうかというふうに考えます。したがってそれをただ法律論だけでとやかくいろいろ法理的な関係もありましようけれども、そういう問題をただ食糧法違反であるかのごとき発言をしたり、水田の転作の問題にしても、買ひ上げの問題にしても、それはやれ法的な拘束力はないというふうないろいろな問題はあつたにしても、法理的なものとは別として、ものの考え方としては、こういうたてまえで東京都が

とつたような姿勢というものがほんとうに農家の人たちの生活、いろいろな点に対してのあたたかい政治の姿だというふうに考えます。そういう意味で食糧庁長官としてこの問題についてどのような御見解を持っておられるか、山中総務長官はそういうことを言っておられるわけですが、ひとつ食糧庁長官の見解を承りたいと思つてます。

十一月二十五日にいわゆるカドミウムの汚染米と政府米との交換ということ政府が発表いたしました。これは要観察地域のカドミウム汚染度一・〇PPM以下の保有米と政府の米とを交換するということを含めたわけでございます。

次に東京都の問題でございますが、御承知のとおり現在の食糧管理法では自主流通米と特別の場合を除きまして、米を政府以外に売つたり買つたりすることは禁止されております。したがって個別に農林大臣の許可を得なければならぬわけでございます。したがって産業公害対策特別委員会でも山中長官が御答弁になりましたのは、東京都が食糧法上の許可を得ないでやれば、これは食糧法違反になるということを言われたわけでございます。そこで現在東京都は食糧庁にタッチしてまいりまして、いろいろ東京都と相談をしております。東京都といたしましては、個別的に農林大臣の許可を得て買ひ上げるといふことをやりたいという方針のようでございます。そこで十一月二十五日に交換が発表になりましたので、ただいまのところでは東京都のほうも交換に非常に関心を持っております。交換の手續等についていろいろ食糧庁の担当官と話をしているという現状でございます。

○小宮委員 これで私の質問を終わります。

○草野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案の審査に資するため、参考人の出頭を求め、その意見

を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は明九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

農林水産委員会議録第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	四	一	第七条の	同条の
五	四	一	ばい煙等	ばい煙
五	四	一	ばい煙等	ばい煙
六	三	末	範圍に	範圍内に

昭和四十五年十二月二十五日印刷

昭和四十五年十二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A